上 尾 市 図 書 館 要 覧

令 和 ８ 年 度

上　尾　市　図　書　館

目　　次

１　　上尾市図書館の沿革 …… 1

２　　施設概要
（1） 上尾市図書館（本館） …… 5
（2） 上尾駅前分館 …… 5
（3） 大石分館 …… 5
（4） 瓦葺分館 …… 6
（5） 平方分館 …… 6
（6） たちばな分館 …… 6
（7） 上平公民館図書室 …… 7
（8） 原市公民館図書室 …… 7
（9） 大谷公民館図書室 …… 7
（10） 子どもの読書活動支援センター …… 7

３　　図書館案内
（1） 図書館市内配置 …… 8
（2） 案内図 …… 9

４　　利用について
（1） 貸出 …… 10
（2） 利用カード …… 10
（3） 貸出の上限数及び期間 …… 10
（4） 返却 …… 10
（5） 資料の検索 …… 10
（6） 予約・リクエスト …… 11
（7） 相互利用 …… 11
（8） 図書館の利用に障害のある人へのサービス …… 11
（9） 視聴覚ライブラリー …… 12
（10） オンラインデータベース …… 12
（11） 新聞 …… 12
（12） 電子図書館 …… 13
（13） ジャンル別雑誌リスト …… 13
（14） 上尾市図書館ホームページ …… 14
（15） 上尾市図書館公式ソーシャルメディア …… 14
（16） 上尾市電子図書館サービス …… 14

５　　令和7年度の活動内容
（1） 図書館事業 …… 15
（2） 上尾市図書館協議会 …… 16
（3） 子どもの読書活動支援センター事業 …… 17

６　令和7年度の統計
（1） 図書館資料等の所蔵状況 …… 20
（2） 上尾市電子図書館統計 …… 22
（3） 図書資料受入・除籍状況 …… 22
（4） 年代別性別利用登録者数 …… 23
（5） 施設別利用状況 …… 24
（6） 施設別貸出資料数 …… 25
（7） 個人利用者年代別貸出資料数 …… 25
（8） 予約・リクエスト利用状況 …… 26
（9） レファレンスサービス利用状況 …… 26
（10） 相互貸借利用状況 …… 26
（11） 広域利用状況 …… 27
（12） 障害者サービス利用状況 …… 28
（13） 視聴覚教具貸出状況 …… 28
（14） オンラインデータベース利用状況 …… 28
（15） 雑誌スポンサー制度 …… 29
（16） 図書館サービス指標 …… 30
（17） 図書館利用等の推移 …… 30

７　図書館予算
（1） 令和8年度当初予算 …… 31
（2） 令和8年度当初予算の内訳 …… 31
（3） 図書資料費の推移 …… 31

８　上尾市図書館設置条例 …… 32

９　上尾市図書館規則 …… 33

10　上尾市図書館協議会条例 …… 43

11　上尾市図書館デジタル化資料送信サービス実施要領 …… 45

12　上尾市図書館資料収集方針 …… 46

13　上尾市図書館雑誌スポンサー制度実施要領 …… 49

1 上尾市図書館の沿革

昭和43(1968)年	8月	旧上尾市議会議場で公民館図書活動の一環として蔵書数4,175冊で運営を開始
昭和46(1971)年	4月	上尾市図書館設置条例及び管理条例制定
		図書館法に基づく公共図書館として発足　蔵書数13,611冊
昭和47(1972)年	5月	移動図書館「そよかぜ号」巡回開始(8ヶ所)　積載冊数1,500冊
昭和51(1976)年	5月	西上尾こども図書館開設
昭和52(1977)年	3月	上尾市図書館が上町一丁目7番1号　上尾事故処理センター跡地に移転
	8月	図書館法に基づく上尾市図書館協議会を設置
昭和53(1978)年	5月	原市こども図書館を設置
昭和55(1980)年	3月	本館新築のため図書館業務を上尾市立平方東小学校の空き教室へ移転
	5月	本館の新築工事着工
昭和56(1981)年	3月	上尾市図書館新館竣工
	6月	上尾市図書館業務開始
		図書館資料をブラウン方式からバッチ処理のコンピュータ方式に切り替え
昭和59(1984)年	1月	上尾市視聴覚ライブラリー条例制定
	3月	上尾市図書館内に上尾市視聴覚ライブラリー設置
昭和60(1985)年	5月	上平公民館図書室開設
昭和61(1986)年	11月	図書館協力員制度発足
		平方分館開設(平方東小学校内)
昭和62(1987)年	5月	瓦葺分館開設
昭和63(1988)年	3月	原市こども図書館閉館
	5月	原市公民館図書室開設
平成　3(1991)年	2月	大石公民館図書室開設
	3月	上尾市図書館にAVコーナーを開設
		LD媒体による映像資料の視聴ブースを設置
平成　4(1992)年	2月	図書館全館でコンピュータシステム稼動
		本の貸出し制限冊数を3冊から5冊に拡張
平成　5(1993)年	6月	大谷公民館図書室開設
	10月	図書館、分館、公民館図書室の資料の巡回配送サービス開始
平成　6(1994)年	3月	移動図書館廃止
	7月	上尾市図書館で音楽CDの貸出しを開始
	9月	上尾市図書館で青少年向け「YYコーナー」開設
		図書のリサイクル(除籍本等の無料配布)を開始

平成 6(1994)年	10月	近隣4市1町（上尾市、大宮市、浦和市、与野市、伊奈町）の間で、公共図書館広域利用協定を締結し広域利用を開始
平成 8(1996)年	6月	上尾市図書館（本館）は、木曜日の開館時間を午後7時まで延長
	9月	瓦葺分館、事務室14㎡を増築
	10月	平方分館、瓦葺分館の開館日を本館開館日と同様とする
平成 9(1997)年	2月	図書館システムの業務コンピュータをクライアントサーバー方式に更新 館内に利用者用端末（パソコン）を導入 本の貸出し制限冊数を無制限に変更
平成12(2000)年	10月	上尾市図書館（本館）の土曜日、日曜日の開館時間を午後5時まで延長
平成14(2002)年	3月	図書館システムの業務コンピュータ更新 図書館のホームページ開設 視聴覚ライブラリー資料（16㎜フィルム・ビデオテープなど）の管理、及び図書館利用者の管理を図書館システムに統合
	7月	本館・分館・公民館図書室で、祝日と重なる土曜日、日曜日を開館に変更 本館は、午前9時45分から開館し、平日の開館時間を午後7時まで延長 公民館図書室は、土曜日の開館時間を午前10時から午後5時までに変更
平成15(2003)年	7月	分館・西上尾こども図書館は、土曜日の開館時間を午前10時から午後5時までに変更
平成17(2005)年	4月	たちばな分館を開館
	12月	Web予約を開始
平成18(2006)年	1月	上尾駅前分館を開設し、カウンター業務を民間委託
	4月	公民館図書室を公民館運営管理から図書館に統合 視聴覚ライブラリーを廃止し、図書館に統合
平成19(2007)年	2月	図書館システムの業務コンピュータ更新
	4月	本館の開館時間を、全日午前9時から午後7時までに変更 本館は、月末日、祝日も開館に変更 本館カウンター業務の業務委託を開始
	10月	西上尾こども図書館、大石公民館図書室を閉館
平成20(2008)年	1月	大石分館を開館し、DVDの貸出しを開始 分館は、月末日、祝日も開館し、カウンター業務を民間委託 駅前分館を除く分館の開館時間を、平日は午後1時30分から午後5時まで、土・日曜日・祝日は午前10時から午後5時までに変更
	8月	ブックスタート事業を開始
	9月	本館でDVD貸出を開始
	10・11月	図書館40周年記念図書館まつりを開催
平成21(2009)年	1月	AV資料(CD・DVD・ビデオ)の貸出制限数を3点とし、予約（1点）を開始

平成21(2009)年	1月	JR北上尾駅改札前にブックポストを設置
		市内小中学校への回送車巡回を開始
平成22(2010)年	1月	AV資料（CD・DVD・ビデオ）の予約数を1点から3点に拡張
	2月	蓮田市図書館との相互利用を開始
	3月	上尾市図書館サービス計画を策定
		本館エレベーター基板改修工事
	6月	桶川市図書館との相互利用を開始
	9月	図書館ボランティアの募集開始
	10・11月	「国民読書年企画　みんなでつくる図書館まつり」を開催
平成23(2011)年	3月	上尾市子どもの読書活動推進計画を策定
		平方分館、東日本大震災のため施設の一部損傷。部分的開館を開始
	4月	瓦葺分館の開館時間を平日も午前10時から午後5時までに変更
	6月	瓦葺分館、開架スペースの改修工事実施
	7月	平方分館、東日本大震災被災の損傷個所を修繕工事して、全体を開館
	10・11月	図書館まつり「こどもの未来に～図書館からの贈り物～」を開催
平成24(2012)年	2月	図書館システムの業務コンピュータをクラウド方式（SaaS型）に更新
	7月	子どもの読書活動支援センター開設
		JR上尾駅西口にブックポストを設置
	10・11月	図書館まつり「本はみんなをつなぐ～本のちから　図書館のちから～」を開催
平成25(2013)年	4月	あかちゃんおはなしかいの毎月開催を開始
	5月	あっぴいぶっくる本を市内の小学校・幼稚園へ巡回を開始
	7月	あっぴいぶっくる本（中学生向け）を市内の中学校へ巡回を開始
	10・11月	市制施行55周年記念事業図書館まつり「ページをめくれば広がる世界～図書館へGOGO！～」を開催
平成26(2014)年	6月	セカンドブックスタート事業を開始
	8月	読書パスポートを市内の小学生全員に配布
	10・11月	図書館まつり「知ろう！つながろう！楽しもう！～図書館は宝箱～」を開催
	11月	利用カードを作成希望の児童へ配布
平成27(2015)年	4月	図書館の利用に障害のある人へのサービスを拡大
	10月	歴史的音源の配信提供サービスを開始
	10・11月	図書館まつり「見つけよう私のお気に入り～さあ図書館へ～」を開催
平成28(2016)年	3月	第2次上尾市図書館サービス計画を策定
		第2次上尾市子どもの読書活動推進計画を策定
	6月	図書館音訳者による対面朗読サービスを開始
		ナクソス・ミュージック・ライブラリーを開始

平成28(2016)年	7月	国立国会図書館デジタル化資料送信サービスを開始
	10・11月	図書館まつり「私たちの図書館！本のあるくらし～本はいつも私のそばに～」を開催
平成29(2017)年	9月	歴史的音源コンサートを開催
	10・11月	図書館まつり「子どもの未来から大人の生き甲斐まで～見る・聞く・調べる～」を開催
	11月	バリアフリー映画会を開催
平成30(2018)年	2月	日本十進分類法（NDC10版）に変更
	3月	子どもの読書活動支援センター5周年記念講演「えほんだいすき！あげおだいすき！本の世界への扉を開いてくれた上尾～筒井頼子さんを迎えて～」を開催
	7・8月	夏休みの間、西消防署複合施設2階会議室を大石分館学習室として開放
	10・11月	市制施行60周年記念事業図書館まつり「これからもずーと図書館！～もうひとつの私の部屋～」を開催
平成31(2019)年	4月	平方分館・たちばな分館・公民館図書室（上平・原市・大谷）の開館時間を午前10時からに拡大
令和元(2019)年	7月	たちばな分館の閲覧スペースをリニューアル
	10月	図書館まつり「一冊の本との出会いが、豊かな人生への扉を開く」を開催
令和 2(2020)年	3月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休館を実施 （3月6日から5月25日まで）
	6月	電話予約を開始
令和 3(2021)年	3月	第3次上尾市図書館サービス計画を策定 第3次上尾市子どもの読書活動推進計画を策定
	9月	電子図書館サービス開始
	10月	図書館まつり「図書館40歳おめでとう！ 粘土でバースデーケーキを作って飾ろう」他を開催
令和 4(2022)年	10月	図書館まつり「教科書から広がる図書館まつり「スイミー」」他を開催
令和 5(2023)年	6月	図書館本館に読書バリアフリーコーナー「上尾市図書館りんごの棚」を設置
	10月	図書館本館にデジタルサイネージを設置(市制施行65周年記念事業)
令和 6(2024)年	3月	上尾市電子図書館に郷土に関する資料を掲載(市制施行65周年記念事業)
	6月	上尾駅前分館に読書バリアフリーコーナー「上尾市図書館りんごの棚」を設置
	8月	上尾市図書館本館更新方針を策定 TV番組で「上尾市図書館りんごの棚」の取組みが放映
	11月	株式会社丸広百貨店との仮本館設置について大筋合意
令和 7(2025)年	4月	上尾市・株式会社丸広百貨店 図書館出店確認書 調印式
	9月	大石分館に読書バリアフリーコーナー「上尾市図書館りんごの棚」を設置
	3月	第4次上尾市図書館サービス計画を策定 第4次上尾市子どもの読書活動推進計画を策定

2 施設概要

(1)上尾市図書館(本館)

昭和56(1981)年6月2日開設

所在地	上尾市上町1-7-1		電話番号	048-773-8521
建物	構造	鉄筋コンクリート (地上2階地下2階)	目標耐用年数	令和23(2041)年
	敷地面積	1,839.62 ㎡	延床面積	2,376 ㎡
	建築面積	1,103 ㎡	総工費	6億2,893万 円
開館日等	開館日　火曜日～日曜日 休館日　月曜日(祝日を除く)、年末年始、図書整理・蔵書点検期間 (施設・設備点検等により、臨時休館あり) 開館時間　9：00～19：00　(1階児童室は17：00まで)			

(2)上尾駅前分館

平成18(2006)年1月17日開設

所在地	上尾市柏座1-1-15 プラザ館1・2階		電話番号	048-778-4111
建物	構造	鉄筋コンクリート	目標耐用年数	令和29(2047)年
	敷地面積	― ㎡	延床面積	242.00 ㎡
開館日等	開館日　火曜日～日曜日 休館日　月曜日(祝日を除く)、年末年始、図書整理・蔵書点検期間 (施設・設備点検等により、臨時休館あり) 開館時間　火曜日～金曜日　10：00～20：00 土・日曜日、祝日　10：00～17：00			

(3)大石分館

平成20(2008)年1月15日開設

所在地	上尾市中分1-232 (西消防署複合施設2階)		電話番号	048-726-6059
建物	構造	鉄骨造	目標耐用年数	令和45(2063)年
	敷地面積	― ㎡	延床面積	479.00 ㎡
開館日等	開館日　火曜日～日曜日 休館日　月曜日(祝日を除く)、年末年始、図書整理・蔵書点検期間 (施設・設備点検等により、臨時休館あり) 開館時間　10：00～17：00			

(4)瓦葺分館

昭和62(1987)年5月19日開設

所　在　地	上尾市大字瓦葺2528-3 (尾山台出張所に併設)		電話番号	048-723-1070
建　　物	構　　造	鉄骨造	目標耐用年数	令和23(2041)年
	敷 地 面 積	1,500.00　㎡	延 床 面 積	164.00　㎡
開館日等	開 館 日　火曜日～日曜日 休 館 日　月曜日(祝日を除く)、年末年始、図書整理・蔵書点検期間 (施設・設備点検等により、臨時休館あり) 開館時間　10：00～17：00			

(5)平方分館

昭和61(1986)年11月11日開設

所　在　地	上尾市大字平方4354-2 (平方東小学校に併設)		電話番号	048-781-6800
建　　物	構　　造	鉄筋コンクリート	目標耐用年数	令和16(2034)年
	敷 地 面 積	－　㎡	延 床 面 積	391.00　㎡
開館日等	開 館 日　火曜日～日曜日 休 館 日　月曜日(祝日を除く)、年末年始、図書整理・蔵書点検期間 (施設・設備点検等により、臨時休館あり) 開館時間　10：00～17：00			

(6)たちばな分館

平成17(2005)年4月23日開設

所　在　地	上尾市大字平方1713-1 (消防署平方分署複合施設2階)		電話番号	048-782-1919
建　　物	構　　造	鉄筋コンクリート	目標耐用年数	令和47(2065)年
	敷 地 面 積	－　㎡	延 床 面 積	284.00　㎡
開館日等	開 館 日　火曜日～日曜日 休 館 日　月曜日(祝日を除く)、年末年始、図書整理・蔵書点検期間 (施設・設備点検等により、臨時休館あり) 開館時間　10：00～17：00			

(7)上平公民館図書室

昭和60(1985)年5月13日開設

所在地	上尾市上平中央3-31-5 (上平公民館に併設)		電話番号	048-775-9308
建物	構造	鉄筋鉄骨コンクリート	目標耐用年数	令和27(2045)年
	敷地面積	― ㎡	延床面積	133.00 ㎡
開館日等	開館日　火曜日～日曜日 休館日　月曜日(祝日を除く)、年末年始、図書整理・蔵書点検期間 (施設・設備点検等により、臨時休館あり) 開館時間　10：00～17：00			

(8)原市公民館図書室

昭和63(1988)年5月10日開設

所在地	上尾市大字原市3499 (原市公民館に併設)		電話番号	048-721-4946
建物	構造	鉄筋コンクリート	目標耐用年数	令和29(2047)年
	敷地面積	― ㎡	延床面積	127.00 ㎡
開館日等	開館日　火曜日～日曜日 休館日　月曜日(祝日を除く)、年末年始、図書整理・蔵書点検期間 (施設・設備点検等により、臨時休館あり) 開館時間　10：00～17：00			

(9)大谷公民館図書室

平成5(1993)年6月8日開設

所在地	上尾市大字大谷本郷949-1 (大谷公民館に併設)		電話番号	048-781-0892
建物	構造	鉄筋コンクリート	目標耐用年数	令和33(2051)年
	敷地面積	― ㎡	延床面積	197.00 ㎡
開館日等	開館日　火曜日～日曜日 休館日　月曜日(祝日を除く)、年末年始、図書整理・蔵書点検期間 (施設・設備点検等により、臨時休館あり) 開館時間　10：00～17：00			

(10)子どもの読書活動支援センター

平成24(2012)年7月2日開設

所在地	上尾市柏座4-3-8 富士見小学校内	電話番号	048-773-3711
開館日等	開館日　月曜日～金曜日（学校行事日を除く） 休館日　土・日曜日、祝日、年末年始、図書整理・蔵書点検期間 学校行事日　（施設・設備点検等により、臨時休館あり） 開館時間　月曜日～金曜日　10：00～16：30 ※読書相談等で来館の際は、ご連絡ください		

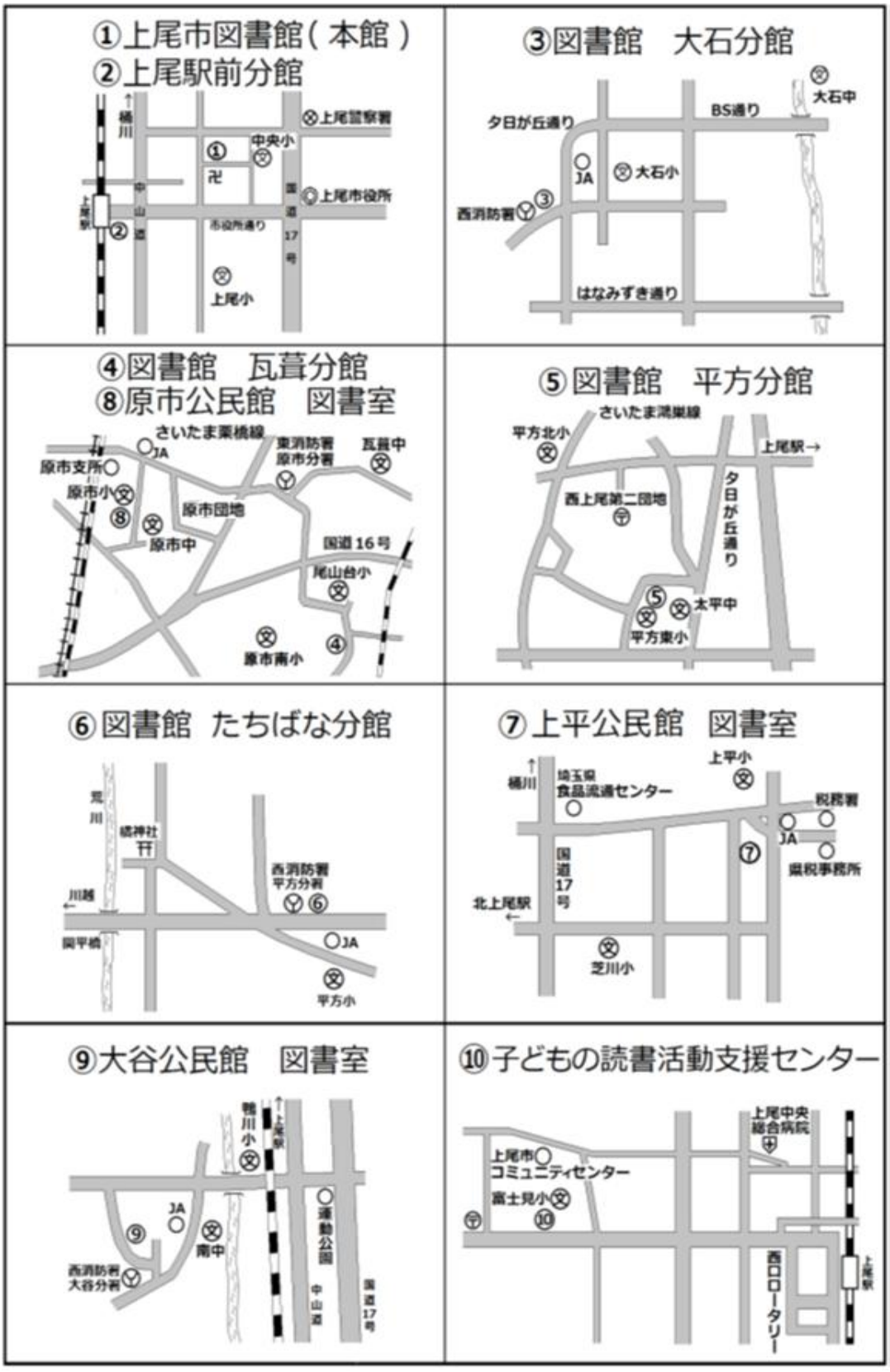
3 図書館案内

（1）図書館市内配置



館　　名	住　　所	電話番号
①上尾市図書館	上町1-7-1	048-773-8521
②上尾駅前分館	柏座1-1-15　プラザ館1･2階	048-778-4111
③大石分館	中分1-232	048-726-6059
④瓦葺分館	瓦葺2528-3	048-723-1070
⑤平方分館	平方4354-2	048-781-6800
⑥たちばな分館	平方1713-1	048-782-1919
⑦上平公民館図書室	上平中央3-31-5	048-775-9308
⑧原市公民館図書室	原市3499	048-721-4946
⑨大谷公民館図書室	大谷本郷949-1	048-781-0892
⑩子どもの読書活動支援センター	柏座4-3-8　富士見小学校内	048-773-3711
○上尾駅西口ブックポスト	上尾駅西口階段脇	
○北上尾駅ブックポスト	北上尾駅改札口前	

（2）案内図


①上尾市図書館（本館）
②上尾駅前分館
↑桶川
上尾警察署
中央小
①
卍
上尾市役所
中山道
国道17号
市役所通り
上尾小
③図書館　大石分館
大石中
BS通り
夕日が丘通り
JA
大石小
西消防署
③
はなみずき通り
④図書館　瓦葺分館
⑧原市公民館　図書室
さいたま栗橋線
JA
東消防署原市分署
瓦葺中
原市支所
原市小
⑧
原市団地
原市中
国道16号
尾山台小
原市南小
④
⑤図書館　平方分館
さいたま鴻巣線
平方北小
上尾駅→
西上尾第二団地
夕日が丘通り
⑤
太平中
平方東小
⑥図書館　たちばな分館
荒川
鎮神社
西消防署平方分署
⑥
川越
関平橋
JA
平方小
⑦上平公民館　図書室
↑桶川
埼玉県食品流通センター
上平小
税務署
JA
県税事務所
⑦
国道17号
北上尾駅
芝川小
⑨大谷公民館　図書室
鴨川小
↑上尾駅
JA
⑨
南中
運動公園
西消防署大谷分署
中山道
国道17号
⑩子どもの読書活動支援センター
上尾中央総合病院
上尾市コミュニティセンター
富士見小
⑩
西口ロータリー
上尾駅

４ 利用について

（1） 貸出

○一般利用できる人　上尾市在住、在勤、在学の人

○団体利用できる人　市内に機関や事務所がある団体

○広域利用できる人　さいたま市、伊奈町、蓮田市、桶川市在住の人

※利用カードの交付を受けたのちに貸出を利用することができる

（2） 利用カード

○利用する本人が住所・氏名等を証明するもの（免許証、マイナンバーカード、保険証、社員証、学生証など）を提示して、各図書館カウンターで利用カードの交付を申し込む

○交付を受けたのち、利用カードは市内全館共通で利用できる

○有効期間は3年間

（3） 貸出の上限数及び期間

一般利用

資料の種類	貸出上限数	貸出期間
図書、雑誌、紙芝居	制限なし	2週間
視聴覚（CD・DVD）	3点まで	2週間

団体利用

資料の種類	貸出上限数	貸出期間
図書、雑誌、紙芝居（開架）	50冊まで	1か月
図書、雑誌、紙芝居（閉架の児童書）	300冊まで	3か月
視聴覚（ビデオ・団体用DVD・16ミリ）	5点まで	1週間

（4） 返却

○借りた本・雑誌は、図書館本館、各分館、各公民館図書室の他、上尾駅西口及び北上尾駅改札前の各ブックポストに返却可能

○視聴覚資料（CD・DVD）は、直接、市内の各図書館カウンターへ返却する

（5） 資料の検索

図書館資料は次の方法で検索

○ 図書館内の「利用者用端末（OPAC)」の「蔵書検索」を用いる

○ 図書館ホームページ内の「蔵書検索・予約」を用いる

※「利用者用端末（OPAC)」や「図書館ホームページ」の操作方法や利用方法などは、図書館スタッフに確認

（6） 予約・リクエスト

○貸出中の資料や、市内他館にある資料は予約することができる

○上尾市図書館が所蔵していない図書資料については、リクエストすることができる

○図書資料の予約・リクエストの受付は、予約状態で**10冊**まで

○視聴覚資料（CD・DVD）予約の受付は、予約状態で**3点**まで　※リクエストは原則不可

○予約・リクエストした資料の貸出準備が出来た後、希望者へは電話またはメールで連絡する

取り置き期間　①電　話　⇒　連絡がついた翌営業日から1週間

②メール　⇒　メールが届いた日から1週間

なお、取り置き期間が経過した場合、その予約は取り消しとなる

ア　リクエストカードによる予約

○備え付けのリクエストカードまたは、図書館ホームページにある「印刷用リクエストカード」を**ダウンロードして、必要事項を記入し、カウンターに提出**

イ　館内検索端末機（館内OPAC）からの予約

○パスワードを登録後、館内の検索機から貸出中の資料や市内他館にある資料を予約

ウ　電話による予約

○図書館本館に電話して予約（上尾市図書館で所蔵している資料のみ）

エ　インターネットによる予約

○パスワードを登録後、上尾市図書館ホームページから所蔵本を予約

※予約の他、資料の検索や貸出状況・予約状況の確認ができる

※パスワードの取得は、パソコンやスマートフォン等で上尾市図書館のホームページにアクセスし取得するか、利用カードまたは住所・氏名を証明するもの（免許証、マイナンバーカード、社員証、学生証など）を図書館カウンターで提示し、取得する

（7） 相互貸借

リクエストされた資料を他館から借りたり、また他館から要請を受け、貸出しすることを、資料の「相互貸借」という

○利用できる人：一般利用の他、団体利用できる人、広域利用できる人についても利用可

（8） 図書館の利用に障害のある人へのサービス

点字及び録音図書などの郵送貸出	点字・録音資料（図書・雑誌）、音楽CDの郵送による貸出及び返却（無料）
点字及び録音図書などの来館貸出	点字・録音資料（図書・雑誌）の貸出
宅配サービス	肢体不自由や施設入所などの理由で図書館への来館が困難な人に、図書・雑誌・CD・DVDを宅配し、回収する
代理人による利用カードの申請と図書館利用	障害や病気、高齢などの理由で、図書館への来館が困難な場合、代理人による利用カード申請と予約本の受取りなどの図書館利用ができる
対面朗読	活字による読書が困難な人に図書や雑誌を対面で読む

（9） 視聴覚ライブラリー

視聴覚機材の貸出	市内で活動する利用登録団体（営利を目的とする場合を除く）に視聴覚資料とあわせて、16ミリ映写機、プロジェクター、スクリーンなど視聴覚機材を貸し出す
視聴覚資料（上映権付き）の貸出	多人数で視聴できる、団体利用専用の映像のビデオテープ、DVD、16ミリフィルムなどを貸し出す

（10） オンラインデータベース

「官報情報検索サービス」	昭和22年5月3日から直近までの官報をキーワードや日付を指定して検索・閲覧できる
朝日新聞記事データベース 「朝日新聞クロスサーチ」	週刊朝日、AERA、知恵蔵などの検索ができる
日本経済新聞オンラインデータベース 「日経テレコン21」	日経各紙の記事の検索・閲覧の他、統計情報・マーケティング情報・企業情報なども収録している
国立国会図書館デジタルコレクション 「歴史的音源」	1900年初頭から1950年頃までのSP盤及び金属原盤等に収録された音楽・演説等、約5万点のデジタル化した音源を聴ける
国立国会図書館デジタルコレクション 「デジタル化資料送信サービス」	絶版等の理由で入手が困難な資料を閲覧できる
音楽配信サービス 「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」	クラシックやジャズなどを中心とした音源を聴ける

（11） 新聞

ア 新聞リスト

No.	新 聞 名	本館	駅前	大石	瓦葺	平方	たちばな	原市	大谷	保存年限
1	朝日小学生新聞	○								本館 1年 分館・公民館図書室 3か月
2	朝日新聞	●	○	○				○	○	
3	埼玉新聞	○		○	○					
4	産経新聞	○								
5	The Japan Times	○								
6	週刊 読書人	○								
7	東京新聞	○								
8	日刊スポーツ	○								
9	日経新聞	●	○		○					
10	毎日新聞	●								
11	読売新聞	●	○	○	○	○	○			
12	公明新聞（寄贈）	○								
13	社会新報（寄贈）	○								
14	しんぶん赤旗（寄贈）	○								
15	福島新聞（寄贈）	○								
16	福島民友（寄贈）	○								

※●は夕刊あり

イ 縮刷版リスト

No.	新 聞 名	所 蔵	保存年限
1	朝日新聞	1970年1月～	永 年
2	埼玉新聞	1980年4月～	

(12)電子図書館

○24時間いつでもパソコン、スマートフォン、タブレット端末を使って
電子書籍を借りて読むことができる

○１人あたりの貸出冊数・期間
冊数……（図書館で借りている本とは別に）３点まで
期間……１４日間（３３６時間）

(13) ジャンル別雑誌リスト

ジャンル	タイトル数	ジャンル	タイトル数
幼児	6タイトル	文芸	9タイトル
児童学習	2タイトル	小説	5タイトル
婦人誌	4タイトル	随筆・短歌・俳句	2タイトル
女性教養	8タイトル	趣味一般	7タイトル
女性一般	4タイトル	スポーツ	14タイトル
婦人教養	1タイトル	モーター	3タイトル
ファッション	8タイトル	旅・鉄道	7タイトル
ビューティー	1タイトル	芸術・カメラ	3タイトル
リビング	4タイトル	ゲーム・アニメ	2タイトル
料理	3タイトル	芸能・音楽	5タイトル
健康	7タイトル	園芸	4タイトル
手芸・服飾	1タイトル	アウトドア・釣り	4タイトル
育児	6タイトル	マネー	2タイトル
生活	2タイトル	商業・経営	1タイトル
生活一般	9タイトル	法律・経済	3タイトル
ペット	1タイトル	ビジネス	2タイトル
ヤング	2タイトル	社会時局	2タイトル
男性一般	2タイトル	自然科学	4タイトル
総合	23タイトル	工学・パソコン	4タイトル
		その他専門誌	9タイトル
合計	186タイトル		

（14） 上尾市図書館ホームページ

	URL	QRコード
パソコン	https://ageo-lib.jp/	

（15） 上尾市図書館公式ソーシャルメディア

X(旧twitter)

アカウント名	URL	QRコード
上尾市図書館 (@Ageo_tosho)	https://twitter.com/Ageo_tosho	
上尾市子どもの読書活動支援センター (@Ageo_kodomodoku)	https://twitter.com/Ageo_kodomodoku	

facebook（フェイスブック）

アカウント名	URL	QRコード
読み聞かせのまちあげお上尾市図書館 (@ageokodomodokusho)	https://www.facebook.com/ageokodomodokusho	

（16） 上尾市電子図書館サービス

	URL	QRコード
電子図書館	https://ageo-city-library.overdrive.com	

（※電子図書館ホームページの他に「電子図書館アプリLibby」からも利用できる）

5 令和7年度の活動内容

（1） 図書館事業

事　業　名	月　日	講　師　等	開催数	参加人数
1 おはなし会				
○ 本館	毎週土曜日	上尾おはなしの会	98 回	667 人
○ 大谷公民館図書室	毎月第1･3土曜日	おはなしの会 よむよむ	22 回	175 人
2 あかちゃんおはなしかい				
○ 本館	毎月第3火曜日	図書館職員	11 回	295 人
3 絵本の時間				
○ 本館	毎月第1･2･4･5火曜日	図書館職員 絵本と手あそびの会ぽけっと	38 回	382 人
○ 大石分館	毎月第2土曜日	絵本の森 もこもこ	22 回	109 人
○ たちばな分館	毎月第3土曜日	絵本の森 もこもこ	24 回	87 人
4 ブックスタート（対象:4か月児）				
○ こども保健センター	毎月2回 （健康診査時）	（絵本の配布のみ）	－	1,322 人
5 セカンドブック（対象:市内の全小学校1年生）				
○ 各市内小学校	5～6月	図書館職員他	－	1,673 人
6 体験図書館員				
○ 本館	7月31日（木）･8月1日（金）	図書館職員	4 回	12 人
7 図書館まつり				
○ 展示　書評合戦応援企画 たぬき館長の「私たちが選んだわちゃわちゃな本」	10月21日（火）～ 11月30日（日）	紹介された本の中から、参加者が一番読みたくなった本に投票。 みんなでチャンプ本を決定。	展示	― 人
○ 楽しいカスパーシアター	10月25日(土)	演者:おひさま文庫主宰 加藤　寛子さん	1 回	24 人
○ 書評合戦 「わちゃわちゃ」	10月25日(土)	図書館職員全員で選んだ「賑やかな」「元気な」「ごちゃごちゃな」「カオスな」楽しい本の展示	1 回	11 人
○ 障害者施設“雑草”による 飲食販売＆終日飲食コーナー設置 ～図書館カフェ～	10月25日(土)	飲食コーナーを一日開放。あわせて、パンなど食品を図書館入口で販売	コーナー設置	― 人
○ どなたもどうぞ「えほんのじかん」	10月26日(日)	図書館職員	1 回	18 人
○ ガラスペン体験 ～クリスマスカード･メッセージカードを作ろう～	10月26日(日)	協力:ナカバヤシ株式会社	1 回	30 人
○ 文学講演会 「文書館収蔵資料にみる江戸時代の出版文化について」	10月29日(水)	埼玉県立文書館 学芸員	1 回	12 人
○ あなたの脳を活性化しよう 「紙芝居を演じてみよう」 ①1回目　練習 ②2回目　本番(披露)わちゃわちゃ紙芝居	10月30日(木) 11月8日(土)	図書館職員	2 回	21 人
○ 高校生のおはなし会	11月7日(金)	高校生	1 回	26 人
○ ブッピー･ゴブリンの「きみの好きな本を教えて」	11月9日（日）	図書館職員	1 回	32 人
○ 使ってみませんか？電子図書館	11月9日（日）	図書館職員	1 回	5 人
○ 大石分館りんごの棚オープン企画 「アイマスクでアイメイト(盲導犬)と歩こう！」 ※終わり次第、りんごの棚見学	11月22日(土)	(公)アイメイト協会	1 回	40 人
8 クリスマス会				
○ 本館	12月23日(火)	図書館職員他	1 回	16 人

事　業　名	月　日	講　師　等	開催数	参加人数
9 図書リサイクル				
○ 団体対象	2月12日(木)・13日(金)	学校、登録団体など 1,560冊	2 回	36団体
○ 個人対象	随時 ※平成29年7月から	図書館利用者 7,049冊	毎日	－
10 映画会				
○ 子ども映画会				
「トムとジェリー」「ギガントサウルス」「タマとふしぎな石像」	5月11日(日)	図書館職員	2 回	64 人
「映画 コラショの海底わくわく大冒険！」	8月17日(日)	図書館職員	2 回	56 人
「チップとデール」「サンタさんは大いそがし」「すてきなコンサート」	12月14日(日)	図書館職員	2 回	106 人
○ 日曜映画会				
「九十歳。何がめでたい」	11月9日(日)	図書館職員	2 回	131 人
「ゆずり葉の頃」	3月8日(日)	図書館職員	2 回	102 人
11 実習・職場体験				
○ 本館	11月～12月	瓦葺中学校、原市中学校	2 回	4 人
12 施設見学				
○ 本館	11月～1月	市内小学校3校	3 回	327 人
○ 分館・公民館図書室	11月～12月	市内小学校12校	12 回	569 人

13 本館ﾃｰﾏ展示

○ 5月・6月展示 「発見！埼玉」

埼玉県の歴史や文化、自然など、埼玉の魅力がわかる本を集めました。

○ 7月・8月展示 「背筋も凍る怖い話」

暑い夏に少しでも涼しく感じられるように怖い話の本を集めました。

○ 9月・10月展示 「癒しの本」

心と身体がほっとする本を集めました。癒しの時間をお楽しみください。

○ 11月・12月展示 「この冬を元気に過ごそう」

毎日を心身ともに元気に過ごすために、食事や運動など健康に関する本を集めました。

○ 1月・2月展示 「和 Wa」

日本の歴史や文化、伝統、暮らしに触れられる本を集めました。本を通して、日本の魅力を再発見してみませんか。

○ 3月・4月展示 「新しいことを始めよう！」

趣味や勉強など何か新しいことを始めたいと思ったときに役立つ本を集めました。

(2) 上尾市図書館協議会

会議名	開催日・場所	内　容
第1回	令和7年8月4日(月) 上尾市図書館 集会室	・利用者モニタリング調査の結果について ・令和6年度上尾市図書館事業報告について ・令和6年度第3次図書館サービスの進捗状況について ・令和7年度上尾市図書館事業概要について ・図書館本館更新の進捗状況について ・第3次上尾市図書館サービス計画の事業計画及び進捗管理について ・第4次上尾市図書館サービス計画および第4次上尾市子どもの読書活動推進計画の策定について
第2回	令和7年11月17日(月) 上尾市図書館 集会室	・令和7年度上尾市図書館事業概要(中間報告)について ・令和7年度図書館まつりについて ・図書館本館更新の進捗状況について ・第4次上尾市図書館サービス計画(案)および第4次上尾市子どもの読書活動推進計画(案)について
第3回	令和8年2月16日(月) 上尾市図書館 集会室	・令和7年度第3次上尾市図書館サービス計画等の進捗状況について ・第4次上尾市図書館サービス計画および第4次上尾市子どもの読書活動推進計画について ・図書館本館の更新の進捗状況について ・利用者モニタリング調査の実施について ・第4次上尾市図書館サービス計画の次年度事業計画概要(案)について

(3)子どもの読書活動支援センター事業

ア　講座

講座名	月日	場所	参加人数		内容	担当・講師
			大人	子供		
講座 「大人も絵本を楽しもう ～大人のための絵本セラピー～」	5月29日(木)	図書館本館 集会室	9	―	絵本を読み、プログラムに沿って様々な質問や感想を引き出す参加型ワークショップ。大人にとっての絵本の世界の広がりを体験してもらう。	子どもの読書活動支援センター職員
「図書館で本をさがそう！本を使って調べてみよう！～謎に挑戦～」	6月22日(日)	図書館本館 集会室	―	7	①図書館資料を使ってさまざまな問題の答えを導き出し、図書館資料の利用の仕方を学ぶ。 ②ポプラディアの使い方や分類の棚から目的の資料を探す方法を学ぶ。	子どもの読書活動支援センター職員
「リーディングトラッカーと しおり を作ってみよう！」	9月23日(火)	図書館本館 1階ロビー	9	14	文字を読みづらいと感じる方などの読書をサポートする道具であるリーディングトラッカー又はしおりを作成する。	子どもの読書活動支援センター職員
講座「紙芝居を知ろう ～その魅力と演じ方～ 」	11月27日(木)	図書館本館 集会室	16	―	紙芝居をおはなし会などでもっと活用できるように、演じ方、選び方など、紙芝居の魅力について学ぶ	紙芝居文化の会運営委員 永瀬 比奈さん 子どもの読書活動支援センター職員
「大石分館「りんごの棚」オープン企画 親子で「あっぷるぱい」をつくろう」	12月20日(土)	大石公民館 調理室	8	9	①大石分館に「りんごの棚」があることを説明し、「りんごの棚」に設置している様々な種類の本を実際に紹介する。 ②「りんごの棚」とりんごを関連付けて、親子で「あっぷるぱい」作りを楽しむ。 ③「あっぷるぱい」を焼いている間に、絵本の読み聞かせを行う。	北川　悦子さん
「民話の中の妖怪たち ～埼玉のこわい話・ふしぎな話～」	1月25日(日)	図書館本館 集会室	―	15	埼玉県内に伝わる民話を元に、古くから語り継がれてきた妖怪たち(カッパやテングなど)について、名前や特徴、生まれた背景や果たしてきた役割などの紹介や民話の語り(こわい話やふしぎな話)などを講師にしていただく。	元さいたま文学館 学芸員 大明　敦さん
合　計			42	45		

イ おはなし会

月　日	場　所	対　象	参加人数		内　　容	担当・講師
			大人	子供		
4月20日（日）	図書館本館 児童室	市内在住の小学生以下の児童	5	13	「子ども読書の日～かんちょうさん、えほんよんで～」 4月23日の「子ども読書の日」にちなんで、図書館長が絵本を読む。	子どもの読書活動支援センター職員
3月8日（日）	図書館本館 児童室	市内在住の小学生以下の児童	21	27	「読み聞かせのまち あげお　～おはなし会　みんなあつまれ！～」図書館で活動中の読み聞かせボランティアと子どもの読書活動支援センター職員が、絵本の読み聞かせ、手あそびなどを行う。	子どもの読書活動支援センター職員、読み聞かせボランティア（絵本と手あそびの会 ぽけっと、お話の宝箱 にっこにこ）
合　　計			26	40		

ウ 学校・読み聞かせ、授業等への支援

月　日	場　所	対　象	参加人数		内　　容	担当・講師
			大人	子供		
4月15日（火） 10月16日（木） 1月20日（火） 3月17日（火）	富士見小学校大会議室	学校図書館支援員	104	―	読書パスポート、あっぴぃぶっくる本、りんごのかご、団体貸出の説明、広がる教科書 支援センターについて/学校図書館司書の仕事について/「調べ学習」について/中学校・小学校高学年の選書について ①学校図書館支援員の専門性の向上 ②新規採用支援員への実務内容の確認 ③読み聞かせ等のスキルアップ	子どもの読書活動支援センター職員
合　　計			104	0		

エ 地域・ボランティアへの支援

月 日	場 所	対 象	参加人数		内 容	担 当
			大人	子供		
6月17日(火)	原市公民館	原市放課後子供教室	—	14	おはなし会	絵本の森 もこもこ
6月19日(木)	原市公民館	原市放課後子供教室	—	15		
合 計			0	29		

オ 家庭への読書支援・読書相談

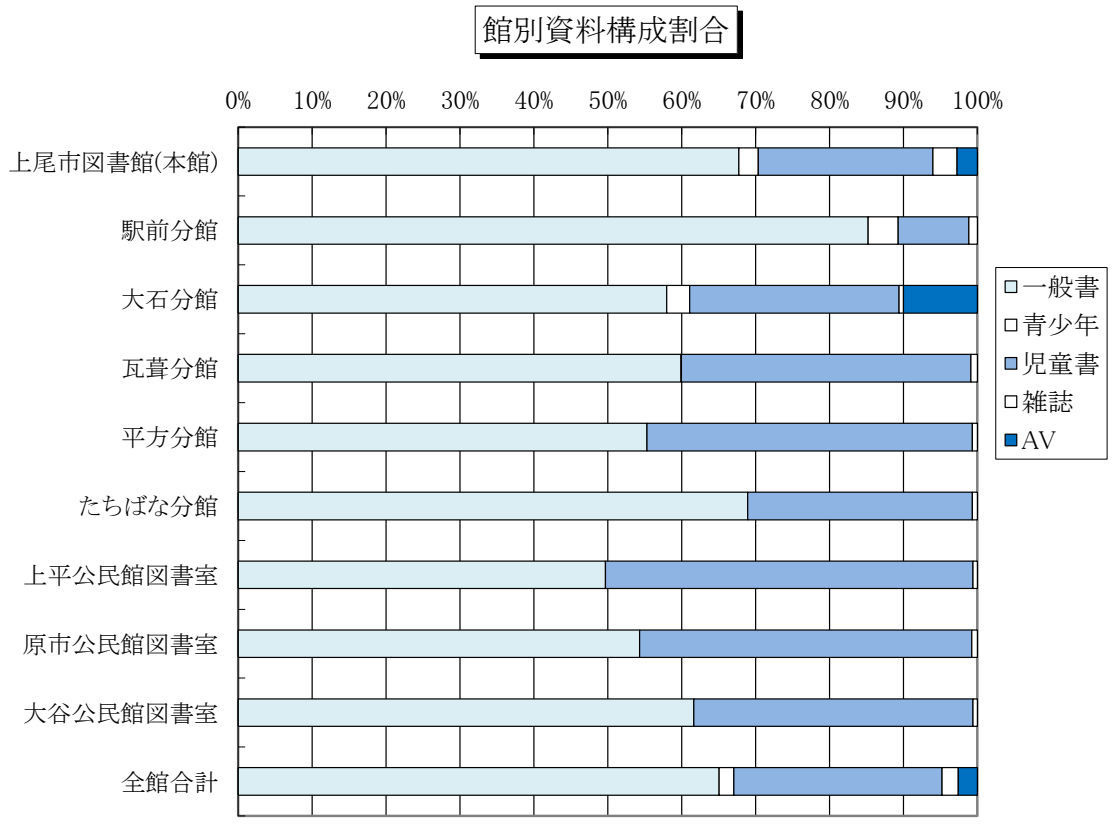
月 日	場 所	参加人数		内 容	担 当
		大人	子供		
4月14日(月)	子どもの読書活動支援センター	1		読み聞かせの絵本の選書について	子どもの読書活動支援センター職員
6月1日(月)	子どもの読書活動支援センター	1		参加型絵本は読んでいいのか。昔話の紙芝居はいいものがなく、どれにしたらいいのか教えてほしい。	
6月1日(月)	子どもの読書活動支援センター	1		読み聞かせをやってみたいという相談。	
6月18日(水)	子どもの読書活動支援センター	1		特別支援学級で使う絵本で、多い、少ないが理解できる絵本を教えてほしい。	
7月15日(火)	子どもの読書活動支援センター	2		「せんそう、かぞくのきずな」についての絵本を紹介して欲しい。	
7月16日(水)	子どもの読書活動支援センター	1		おはなし会や絵本について教えてほしい。	
合 計		7	0		

６ 令和7年度の統計　（令和8年3月31日現在）

（1） 図書館資料等の所蔵状況

ア 図書資料数

施設名	図書資料（点）						
	一般書	青少年	児童書	紙芝居	郷土資料	洋書	合計
上尾市図書館（本館）	225,305	10,842	77,613	964	8,726	953	324,403
上尾駅前分館	22,110	1,055	2,499	0	87	0	25,751
大石分館	34,189	2,130	16,384	542	176	0	53,421
瓦葺分館	17,115	8	11,120	169	143	0	28,555
平方分館	18,218	0	14,488	165	188	0	33,059
たちばな分館	22,694	0	9,922	141	121	0	32,878
上平公民館図書室	12,044	0	11,964	235	145	0	24,388
原市公民館図書室	11,155	3	9,151	185	137	4	20,635
大谷公民館図書室	17,398	0	10,435	271	88	3	28,195
子どもの読書活動支援センター	4,059	0	4,095	14	0	0	8,168
合計	384,287	14,038	167,671	2,686	9,811	960	579,453

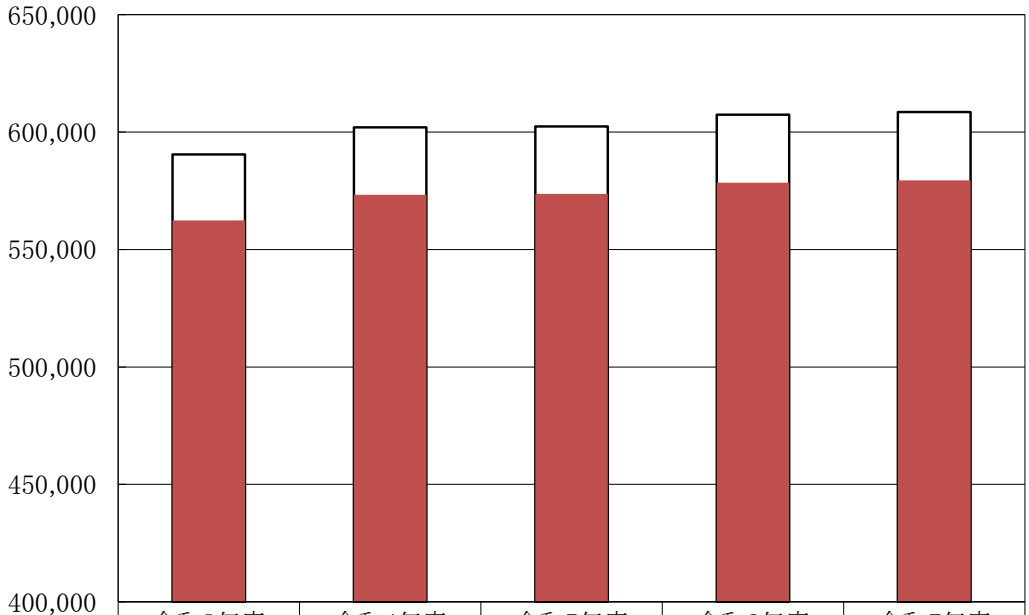


※ 上尾市図書館(本館)に、子どもの読書活動支援センターの分を含む。

イ　図書以外（雑誌・視聴覚資料）の資料数

雑誌(点)			視聴覚資料（点）					資料総数（点）
一般雑誌	児童雑誌	合計	CD	DVD	ビデオテープ	16ミリフィルム	合計	
6,181	5,405	11,586	6,653	2,398	485	143	9,679	345,668
294	0	294	0	0	0	0	0	26,045
285	65	350	4,105	1,868	0	0	5,973	59,744
234	11	245	0	0	0	0	0	28,800
179	39	218	0	0	0	0	0	33,277
187	40	227	0	0	0	0	0	33,105
143	0	143	0	0	0	0	0	24,531
154	0	154	0	0	0	0	0	20,789
165	0	165	0	0	0	0	0	28,360
0	0	0	0	0	0	0	0	8,168
7,822	5,560	13,382	10,758	4,266	485	143	15,652	608,487

資料総数の推移



	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
□図書館資料総数	590,456	601,970	602,399	607,397	608,487
■図書資料数	562,338	573,343	573,699	578,489	579,453

※　図書館資料総数とは図書、雑誌、視聴覚資料を合わせた資料の総数

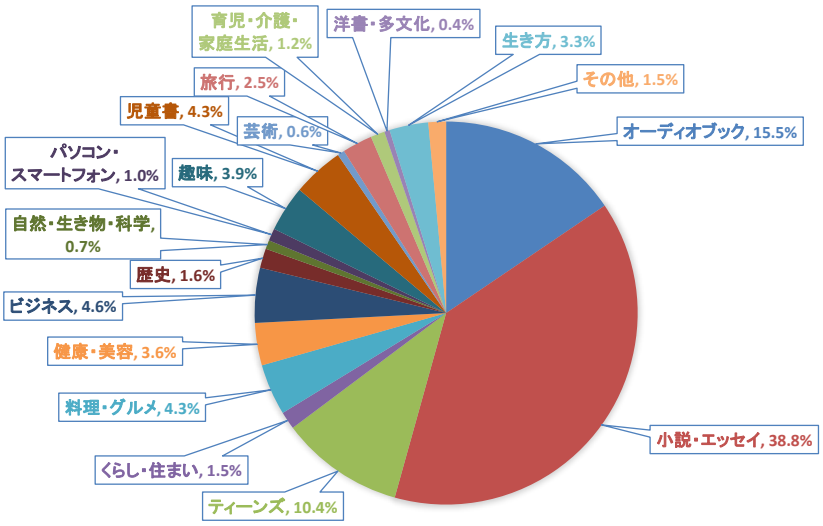
（2）上尾市電子図書館統計

貸出可能資料タイトル数（点）※1	利用者数（人）※2	購入資料数（点）【タイトル数（点）】	貸出数（点）
33,099	2,193	670【670】	6,195

【※1】貸出可能資料タイトル数には「青空文庫」等も含む。
【※2】月に貸出利用した人数（重複は除く）の年間合計数

コレクション（資料ジャンル）別の購入数

	購入数
オーディオブック	104
小説・エッセイ	260
ティーンズ	70
くらし・住まい	10
料理・グルメ	29
健康・美容	24
ビジネス	31
歴史	11
自然・生き物・科学	5
パソコン・スマートフォン	7
趣味	26
児童書	29
芸術	4
旅行	17
育児・介護・家庭生活	8
洋書・多文化	3
生き方	22
その他	10
合計※	670



※1つの資料が複数のコレクションにまたがる場合があるため、購入資料タイトル数と一致しない。

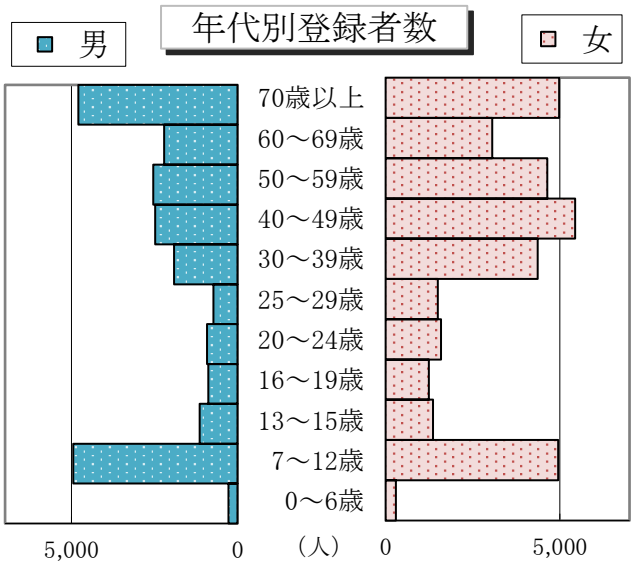
（3） 図書資料受入・除籍状況

施設名	a受入（点）																b除籍（点）	a-b（点）
	一般書				青少年				児童書				合計					
	購入	寄贈	その他	合計	購入	寄贈	その他	合計	購入	寄贈	その他	合計	購入	寄贈	その他	合計		
上尾市図書館（本館）	3,165	137	12	3,314	265	5	2	272	1,442	47	9	1,498	4,872	189	23	5,084	15,058	—
上尾駅前分館	885	9	10	904	133	0	0	133	25	0	0	25	1,043	9	10	1,062	—	—
大石分館	1,742	9	4	1,755	130	0	0	130	451	13	0	464	2,323	22	4	2,349	—	—
瓦葺分館	892	29	3	924	0	0	0	0	113	15	1	129	1,005	44	4	1,053	—	—
平方分館	717	38	2	757	0	0	0	0	71	2	0	73	788	40	2	830	—	—
たちばな分館	772	44	2	818	0	0	0	0	70	2	1	73	842	46	3	891	—	—
上平公民館図書室	723	29	2	754	0	0	0	0	98	2	0	100	821	31	2	854	—	—
原市公民館図書室	655	32	1	688	0	0	0	0	68	2	2	72	723	34	3	760	—	—
大谷公民館図書室	703	28	3	734	0	0	0	0	77	3	1	81	780	31	4	815	—	—
子どもの読書活動支援センター	319	0	0	319	0	0	0	0	60	0	0	60	379	0	0	379	—	—
合計	10,573	355	39	10,967	528	5	2	535	2,475	86	14	2,575	13,576	446	55	14,077	15,058	-981

※ 除籍は本館にて一括で行っている
※ その他は弁償等による受入

（4） 年代別性別利用登録者数 （過去5年間の利用実績がある利用登録者数）

年齢区分	男（人）	女（人）	合計（人）
0～ 6歳	273	299	572
7～12歳	4,945	4,950	9,895
13～15歳	1,135	1,362	2,497
16～19歳	877	1,239	2,116
20～24歳	922	1,587	2,509
25～29歳	729	1,503	2,232
30～39歳	1,907	4,364	6,271
40～49歳	2,478	5,438	7,916
50～59歳	2,539	4,641	7,180
60～69歳	2,212	3,061	5,273
70歳以上	4,794	4,977	9,771
合　計	22,811	33,421	56,232



○利用登録者数

①利用登録者総数(市外の登録者含む。)

56,232 人 （男 22,811 人・女 33,421 人）

② ①のうち、上尾市民の登録者数

51,810 人 （男 20,825 人・女 30,985 人）

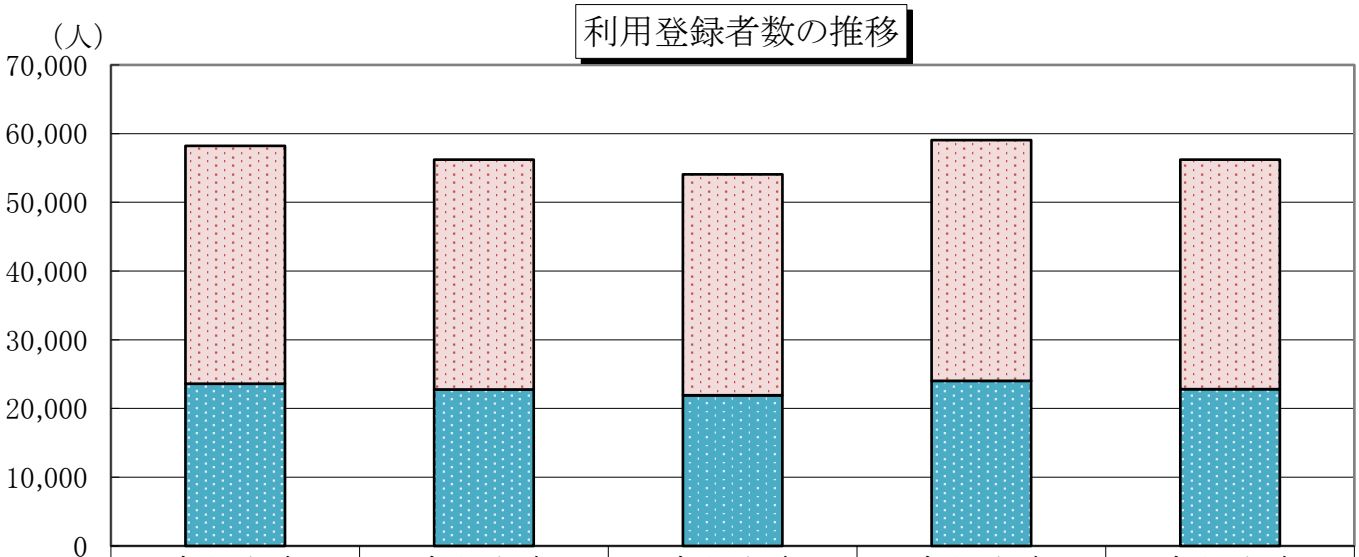
③ 令和7年度の新規登録者数

3,707 人

○団体登録数

642 団体

うち、支援センター専用登録（学校） 34団体



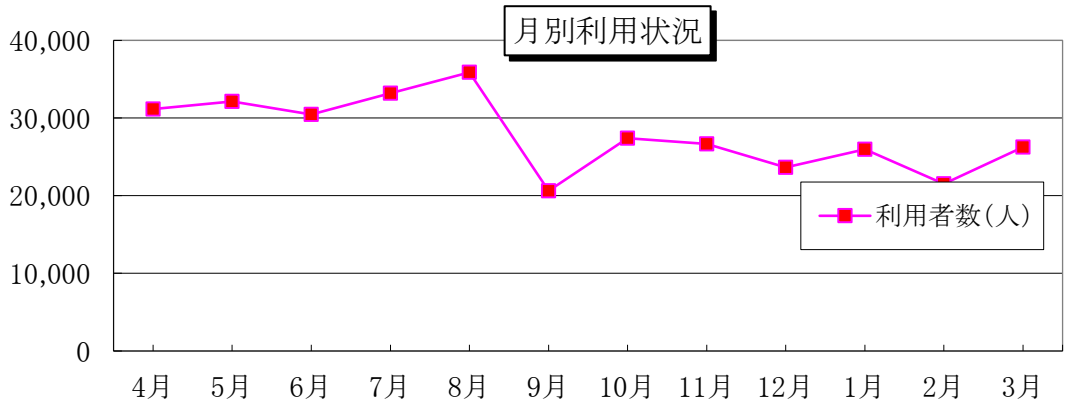
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
女	34,612	33,471	32,147	35,034	33,421
男	23,592	22,763	21,908	24,032	22,811

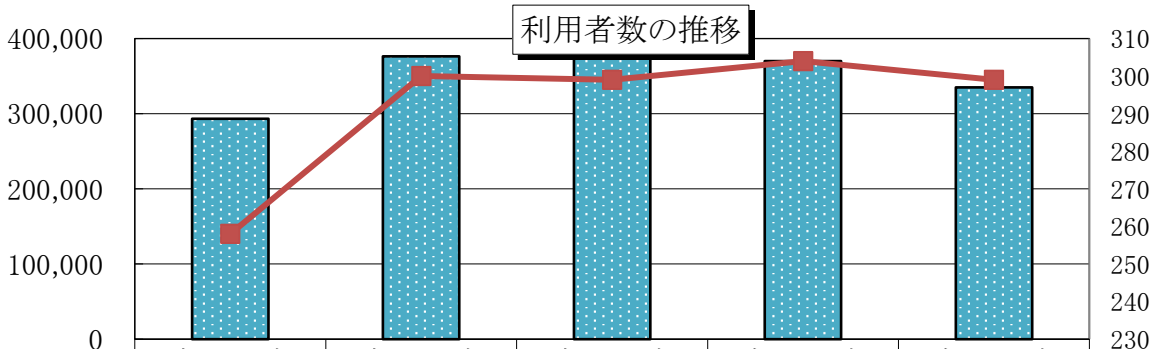
※ 令和3年度から、過去5年度間の利用実績がある利用登録者数

（5） 施設別利用状況

施設名	開館日数（日）	来館者数（人）		利用者数（人）	
			1日あたり		1日あたり
上尾市図書館（本館）	299	333,793	1,116	173,961	582
上尾駅前分館	299	75,396	252	44,901	150
大石分館	299	76,799	257	37,239	125
瓦葺分館	299	50,135	168	21,466	72
平方分館	299	17,976	60	8,821	30
たちばな分館	299	23,593	79	8,243	28
上平公民館図書室	299	36,050	121	16,367	55
原市公民館図書室	299	19,766	66	10,495	35
大谷公民館図書室	299	25,871	87	13,406	45
子どもの読書活動支援センター	230	－	－	79	0
合計	－	659,379	2,205	334,978	1,120

※子どもの読書活動支援センターは来館者数の算定が困難な為、対象外とした。





	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	293,452	376,412	378,021	369,874	334,978
開館日	258	300	299	304	299

※ 開館日は、本館の開館日数とする。

（6） 施設別貸出資料数

施設名	貸出資料数（点）							
	一般書	青少年	児童書	紙芝居	雑誌	CD	DVD/ﾋﾞﾃﾞｵ/16ﾐﾘ	合計
上尾市図書館（本館）	270,991	25,771	175,244	2,628	22,883	14,712	7,102	519,331
上尾駅前分館	79,401	3,137	13,853	22	3,506	1,351	116	101,386
大石分館	69,238	5,557	52,586	795	5,486	7,118	4,397	145,177
瓦葺分館	42,654	812	18,837	248	2,195	781	128	65,655
平方分館	17,743	559	4,634	24	1,321	838	55	25,174
たちばな分館	16,183	303	9,755	153	876	122	54	27,446
上平公民館図書室	29,737	1,053	19,825	229	1,609	465	82	53,000
原市公民館図書室	19,461	507	10,629	192	1,103	361	42	32,295
大谷公民館図書室	23,273	949	22,246	372	1,500	290	75	48,705
子どもの読書活動支援センター	7	0	1,341	0	6	0	0	1,354
合計	568,688	38,648	328,950	4,663	40,485	26,038	12,051	1,019,523

※ 団体利用、相互利用を含む

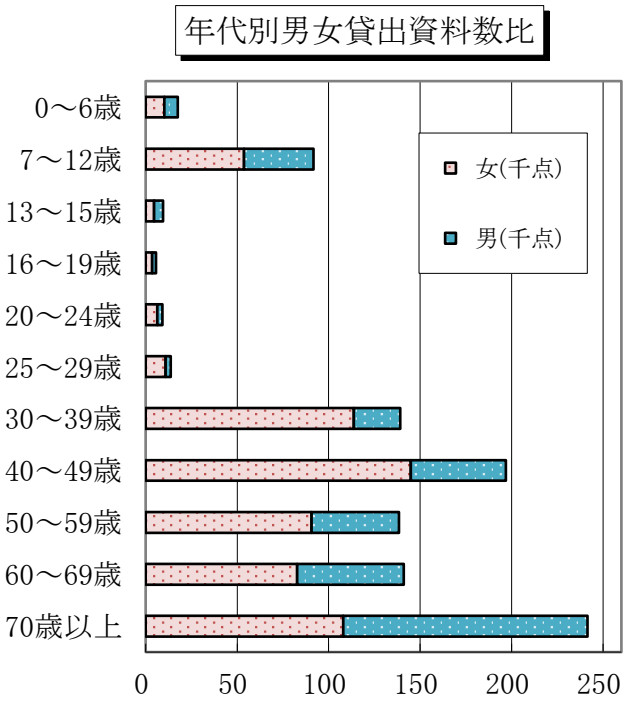
※ 郷土資料は一部貸出対象外

※ 洋書の大半が外国の絵本であることから、児童書に含めて集計

（7） 個人利用者年代別貸出資料数

年齢区分	男（点）	女（点）	合計（点）
0～ 6歳	7,309	10,187	17,496
7～12歳	37,985	53,741	91,726
13～15歳	4,909	4,583	9,492
16～19歳	2,079	3,612	5,691
20～24歳	2,693	6,372	9,065
25～29歳	2,826	10,901	13,727
30～39歳	25,282	113,775	139,057
40～49歳	51,862	144,929	196,791
50～59歳	47,618	90,739	138,357
60～69歳	58,279	82,729	141,008
70歳以上	133,491	107,916	241,407
合　計	374,333	629,484	1,003,817

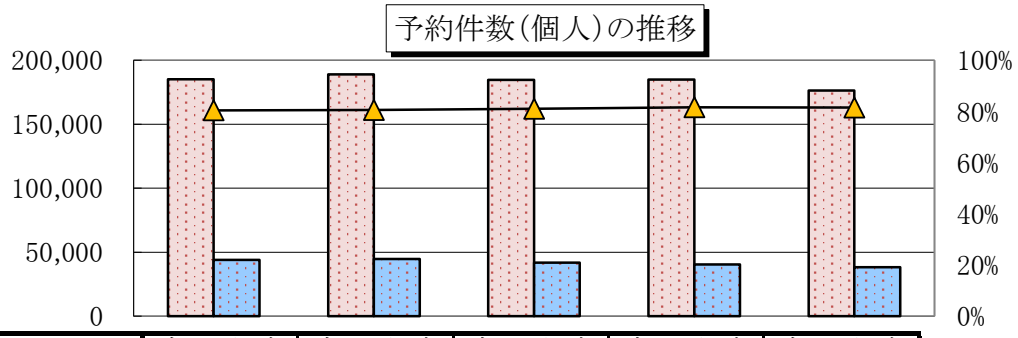
※ 団体利用、相互利用は含まない



（8） 予約・リクエスト利用状況

窓　口	電話	FAX	OPAC	Web	市町村等	合　計
30,015	1,290	0	8,298	175,003	6,640	221,246

※　FAX予約は障害者登録している方のみ
※　OPAC（オーパック）は館内検索用端末
※　市町村等は、相互貸借により他の公共図書館等から上尾市への予約件数



	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
非来館予約	185,094	189,038	184,555	184,991	176,293
来館予約	44,066	44,561	41,747	40,398	38,313
Web予約割合	80%	81%	81%	82%	82%

※Web予約割合は、Web予約数を非来館予約と来館予約の合計数で除したものです。
※非来館予約数に「市町村等」(相互貸借分)の予約数は含んでおりません。

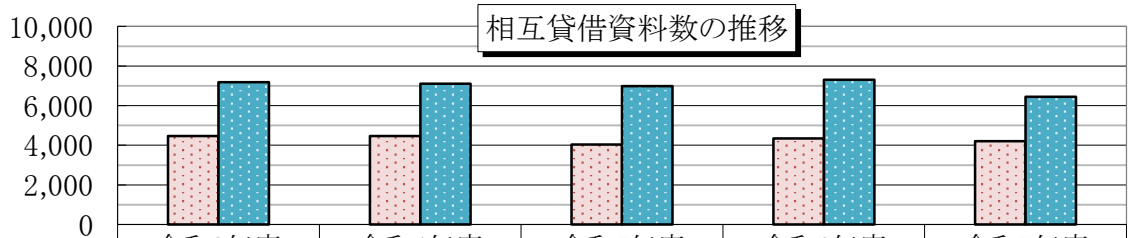
（9） レファレンスサービス利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
所蔵調査		8,994	9,358	9,353	9,268	8,870
事項調査	レファレンスサービス	124	240	127	140	133
	レフェラルサービス	6	3	3	5	0

（10） 相互貸借利用状況

	相互貸借資料数（点）
上尾市図書館が他の公共図書館から借り受けた資料	4,199
上尾市図書館から他の公共図書館へ貸し出した資料	6,447

※　貸出・借受済みのもので、処理中のものは含まないため予約数とは一致しない



	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
借受資料	4,466	4,465	4,042	4,342	4,199
貸出資料	7,183	7,100	6,991	7,306	6,447

（11） 広域利用状況

ア 市外登録者(広域利用3市1町)の上尾市図書館利用の状況

	貸出資料数(点)					
	一般書	児童書	雑 誌	AV資料	その他	合 計
さいたま市	21,630	6,626	1,354	1,452	0	31,062
伊 奈 町	8,192	1,943	568	583	0	11,286
蓮 田 市	2,221	148	216	138	0	2,723
桶 川 市	21,206	3,325	1,404	2,282	0	28,217
合 計	53,249	12,042	3,542	4,455	0	73,288

※ 青少年と郷土資料は一般書、紙芝居と洋書は児童書にそれぞれ含む

	新規登録者数(人)			利用者数(人)		
	一 般	児 童	合 計	一 般	児 童	合 計
さいたま市	145	16	161	11,113	495	11,608
伊 奈 町	47	7	54	3,881	47	3,928
蓮 田 市	13	0	13	709	0	709
桶 川 市	64	11	75	10,219	81	10,300
合 計	269	34	303	25,922	623	26,545

※ 一般は13歳以上、児童は12歳以下

イ 上尾市民の他市町図書館(広域利用3市1町)利用の状況

	貸出資料数(点)					
	一般書	児童書	雑 誌	AV資料	その他	合 計
さいたま市	73,728	37,308	7,578	7,975	0	126,589
伊 奈 町	4,373	799	438	708	0	6,318
蓮 田 市	1,031	239	32	257	0	1,559
桶 川 市	36,457	37,123	2,405	404	0	76,389
合 計	115,589	75,469	10,453	9,344	0	210,855

※ 青少年と郷土資料は一般書、紙芝居と洋書は児童書にそれぞれ含む

	新規登録者数(人)			利用者数(人)		
	一 般	児 童	合 計	一 般	児 童	合 計
さいたま市	596	43	639	29,434	886	30,320
伊 奈 町	29	3	32	2,534	98	2,632
蓮 田 市	2	0	2	500	31	531
桶 川 市	543	77	620	20,981	2,195	23,176
合 計	1,170	123	1,293	53,449	3,210	56,659

※ 一般は13歳以上、児童は12歳以下

(12) 障害者サービス利用状況

ア 対面朗読

利用者数(累計)	80 人

イ 貸出サービス

資料種類	利用者数(人)	貸出数(点)
録音図書	5	346
定期刊行録音図書	1	36
音楽CD(郵送)	2	39
宅配図書	9	413
合計	17	834

(13) 視聴覚教具利用状況

教材・教具	点数	貸出数(点)
16ミリ映写機	3	1
プロジェクター	4	9
ビデオデッキ	1	0
DVDプレーヤー	1	5
資料提示装置(OHC)	2	0
スピーカー	3	8
スクリーン	7	5
暗幕	23	0

※ 団体向けDVD・ビデオテープは、著作権法に基づく無料上映会承認済み

(14) オンラインデータベース利用状況

ア 官報情報検索サービス

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用人数	2	24	4	1
印刷数(枚)	0	27	2	1

イ 朝日新聞クロスサーチ

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用人数	12	16	13	6
印刷数(枚)	61	100	43	19

ウ 日経テレコン21

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利　用　人　数	7	8	5	2
印 刷 数 (枚)	11	6	3	4

エ デジタル化資料送信サービス

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利　用　人　数	17	13	4	7
印 刷 数 (枚)	813	93	91	54

オ 音楽配信サービス ナクソス・ミュージック・ライブラリー

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
通算ログイン数(回)	1,089	1,048	1,519	1,831
通算利用時間(時間)	2,111	2,335	6,089	4,842
平均利用時間(分)	116	134	241	159

(15) 雑誌スポンサー制度

雑誌スポンサー制度は、上尾市図書館に雑誌を提供する法人等の情報を発信して
雑誌スポンサーの社会貢献の場の提供と地域経済の活性化を図るとともに、
市の新たな財源を確保し、もって図書館資料の充実を図ることを目的として実施する。

	寄贈雑誌 (タイトル数)
(株) 富 士 住 建	6
合　計	6

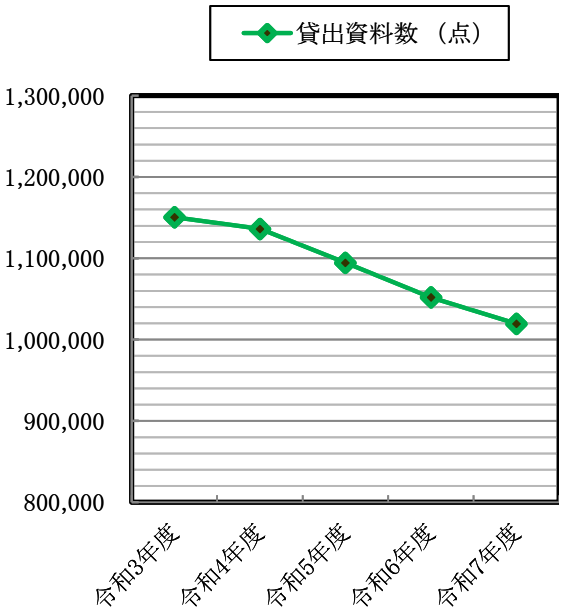
（16） 図書館サービス指標

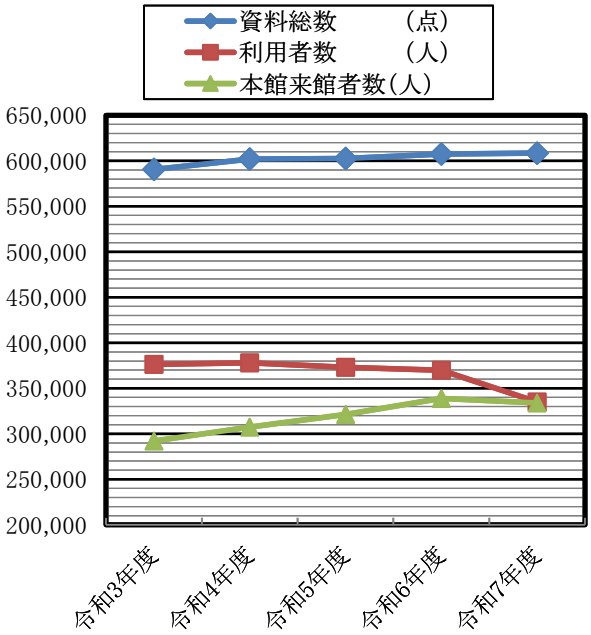
指　標	算定式	数値	
		令和6年度	令和7年度
市民1人あたりの図書資料数	図書資料数 ÷ 人口	2.51 点	2.51 点
市民1人あたりの資料貸出数	貸出資料数 ÷ 人口	4.57 点	4.42 点
市民1人あたりの資料費	図書資料費 ÷ 人口	161 円	158 円
市内在住者登録率	上尾市民登録者数 ÷ 人口	23.7 %	22.5 %
資料回転率	貸出資料数 ÷ 資料総数	1.73 回	1.68 回

（17） 図書館利用等の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
貸出資料数（点）	1,150,474	1,136,241	1,094,444	1,051,911	1,019,523
資料総数（点）	590,455	601,970	602,399	607,397	608,487
利用者数（人）	376,412	378,021	373,063	369,874	334,978
本館来館者数（人）	292,093	307,285	321,343	338,897	333,793

※最新年度における各項目の数値は、別資料のものを再掲した数値です。





7　図書館予算

（1） 令和8年度当初予算

（千円）

	令和7年度	令和8年度	比較増減
一般会計予算額	88,420,000	90,480,000	2,060,000
9款　教育費	7,817,908	10,582,782	2,764,874
4項　社会教育費	1,079,768	2,054,276	974,508
3目　図書館費	504,497	1,520,918	1,016,421
（うち視聴覚ライブラリー費）	343	448	105
4目 子どもの読書活動推進費	3,977	8,337	4,360

（2） 令和8年度当初予算の内訳

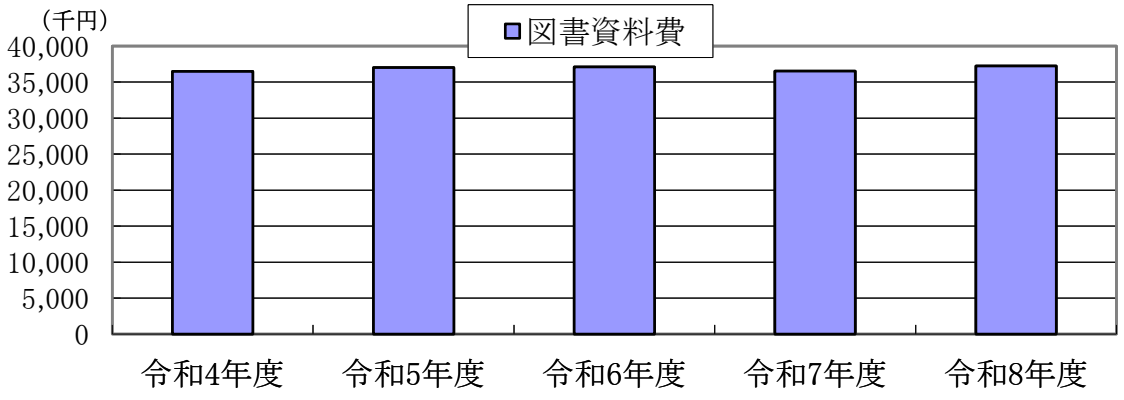
（千円）

ア	図書館費（職員人件費を除く）		1,405,734
	・図書館運営事業		206,520
	・図書館施設管理事業		32,696
	・図書館本館改修事業		1,091,184
	・図書館資料整備事業		49,716
	（うち、図書資料の購入費）	○	(26,307)
	（うち、電子書籍の使用料）含りんごの棚	○	(2,046)
	（うち、新聞・雑誌の購入費）	○	(4,860)
	（うち、AV資料（個人視聴用）の購入費）	○	(1,913)
	（うち、データベース資料費）	○	(987)
	・視聴覚ライブラリー事業		448
	（うち、視聴覚資料（団体上映用）の購入費）	○	(176)
イ	子どもの読書活動推進費		8,337
	・子どもの読書活動支援センター運営事業		1,577
	（うち、資料の購入費）	○	(943)
	・ブックスタート事業		2,422
	・セカンドブック事業		4,338
	図書館資料費（　○の合計）		37,232

（3） 図書資料費の推移

（千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
図書資料費	36,460	37,009	37,108	36,506	37,232



8 上尾市図書館設置条例

昭和 52 年 3 月 31 日

条例第 10 号

上尾市図書館設置及び管理条例(昭和 46 年上尾市条例第 20 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条　図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条　図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上尾市図書館	上尾市上町一丁目 7 番 1 号

(委任)

第 3 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則

この条例は、昭和 52 年 5 月 1 日から施行する。

９ 上尾市図書館規則

平成 18 年２月 23 日教育委員会規則第８号

上尾市図書館規則（昭和 52 年上尾市教育委員会規則第４号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、上尾市図書館設置条例（昭和 52 年上尾市条例第 10 号）第３条の規定に基づき、上尾市図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第１条の２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　図書館資料　図書、逐次刊行物、視聴覚資料その他必要な資料をいう。

（２）　視聴覚教材教具　視聴覚教材及び視聴覚教具をいう。

（３）　図書館資料等　図書館資料及び視聴覚教材教具をいう。

（所掌事務）

第２条　図書館は、次に掲げる業務を行う。

（１）　図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第３条各号に掲げる事項の実施に関すること。

（２）　点字資料及び録音資料の作成及び貸出し並びに宅配サービス（図書館に来館することが困難である者に対し、図書館資料を配送その他の手段で自宅に届ける方法により貸し出し、当該貸し出した図書館資料の返却のため、当該自宅に図書館資料を受け取りに行くサービスをいう。）の実施に関すること。

（３）　図書館協議会に関すること。

（４）　図書館の業務に関する諸団体に関すること。

（５）　子どもの読書活動の推進に関すること。

（６）　分館集会室に関すること。（休館日）

第３条　図書館の休館日は、次に掲げる日とする。

（１）　月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

（２）　12 月 28 日から翌年の１月４日までの日

（３）　特別整理期間（毎年春秋それぞれ７日以内）

２　図書館長（以下「館長」という。）は、特別の事情があるときは、上尾市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て、前項に規定する休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第４条　図書館の利用時間は、午前９時から午後７時まで（児童室（児童図書が開架式により利用に供される部分をいう。）の利用及び視聴覚教材教具の貸出しについては、午後５時まで）とする。

２　館長は、特別の事情があるときは、前項に規定する利用時間を変更することができる。

（利用の制限等）

第５条　図書館資料等の貸出しを受けた者は、これを第三者に転貸してはならない。

２　図書館資料等の貸出しを受けた者は、これらの利用に当たっては、いかなる対価も徴収してはならない。

３　この規則又は館長の指示に従わない者に対しては、図書館の利用を禁止することができる。

（図書館資料等の弁償等）

第６条　図書館資料等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した者は、館長の指定する図書館資料等又は相当の代価をもって、これを弁償しなければならない。ただし、当該亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことについて、やむを得ない事情があると館長が認めるときは、この限りでない。

２　利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、図書館の施設又は設備を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人貸出し）

第７条　個人で図書館資料の館外利用をすることのできる者は、次に掲げる者とする。ただし、館長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

（１）　市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者

（２）　本市と公立図書館の相互利用協定を締結している市又は町に居住している者

第８条　個人で図書館資料の館外利用をしようとする者は、住所、身分等を証明する書類（前条ただし書の規定により館外利用を認められた者については、館長の指示した書類。第３項において同じ。）を提示し、利用申込書（第１号様式）を館長に提出し、利用カード（第２号様式。利用申込者が小学生以下の者である場合その他館長が必要と認める場合にあっては、第２号様式の２）の交付を受けなければならない。

２　前項の規定により交付された利用カード（以下この条及び次条第１項において単に「利用カード」という。）の有効期間（以下この項及び次項において単に「有効期間」という。）は、利用カードの交付の日から起算して３年とする。ただし、次項の規定による有効期間の更新を受けた場合にあっては、当該更新を受けた日から起算して３年とする。

３　利用カードを有する者は、有効期間（この項の規定により有効期間の更新を受けている場合にあっては、当該更新後の有効期間。以下この項において同じ。）の満了後、引き続き図書館資料の館外利用をしようとするときは、有効期間の満了の日の 30 日前から有効期間の満了の日までの間に、住所、身分等を証明する書類を提示し、利用申込書に当該利用カードを添えて館長に提出し、当該有効期間の更新を受けなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

４　利用カードを有する者は、利用カードを紛失した場合又は記載事項に変更があった場合は、速やかに館長に届けなければならない。

５　利用カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

第９条　個人で図書館資料の館外利用をしようとする者は、利用カードを館長に提出し、利用するものとする。

２　個人が同時に館外利用をすることのできる図書館資料の数については、制限は、これを設けない。

３　個人が図書館資料の館外利用をすることのできる期間は、１回につき 14 日以内とする。

４　前２項の規定にかかわらず、館長は、管理上必要があると認めるときは、同時に館外利用をすることのできる図書館資料の数に制限を設け、及びその利用期間を変更することができる。

５　貴重図書その他館長が館外利用を不適当と認めた図書館資料については、館外利用を禁止することができる。

（団体貸出し）

第 10 条　団体で図書館資料の館外利用をすることのできるものは、市内に所在する機関及び事務所を有する団体（以下「団体等」という。）とする。

第 11 条　図書館資料の館外利用をしようとする団体等は、利用申込書（団体用）（第３号様式）を館長に提出し、利用カードの交付を受けなければならない。

第 12 条　図書館資料の館外利用をしようとする団体等は、利用カードを館長に提出し、利用するものとする。

２　団体等が同時に館外利用をすることのできる図書館資料の数は、300 冊以内とし、その利用期間は、３月以内とする。ただし、館長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

第 13 条　前２条に定めるもののほか、団体等による館外利用の取扱いについては、第８条第２項から第５項まで及び第９条第５項の規定を準用する。この場合において、第８条第２項中「前項の」とあるのは「第 11 条の」と、同項ただし書中「次項の」とあるのは「第 13 条において準用する次項の」と、同条第３項中「この項の」とあるのは「第 13 条において準用するこの項の」と、「住所、身分等を証明する書類を提示し、利用申込書に」とあるのは「利用申込書（団体用）に」と読み替えるものとする。

（分館等の設置）

第 14 条　図書館に分館及び公民館図書室（以下「分館等」という。）を置き、それらの名称及び位置は、別表のとおりとする。

（分館等の休館日等及びその利用）

第 15 条　分館等の休館日は、第３条第１項各号に掲げる日とする。

２　分館等の利用時間は、次の各号に掲げる分館等の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（１）　次号に掲げる分館等以外の分館等　午前 10 時から午後５時まで

（２）　上尾市図書館上尾駅前分館　次のア及びイに掲げる利用日の区分に応じ、当該ア及びイに定める時間

ア　イに掲げる日以外の日　午前 10 時から午後８時まで

イ　日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日　午前10時から午後５時まで

３　前２項の規定にかかわらず、館長は、事情により、第１項に規定する休館日に開館し、若しくは臨時に休館日を定め、又は前項に規定する利用時間を変更することができる。

４　前３項に定めるもののほか、分館等の利用については、第５条から第９条までの規定を準用する。

（視聴覚教材教具の利用手続）

第16条　視聴覚教材教具の貸出しを受けようとする団体は、視聴覚教材教具利用申請書（第４号様式）を館長に提出しなければならない。

２　視聴覚教材教具のうち16ミリ映写機又は16ミリフィルムの貸出しを受けようとする者は、上尾市教育委員会が交付した視聴覚教育講習会の認定証又は修了証を提示しなければならない。

（視聴覚教材教具の貸出期間）

第17条　視聴覚教材教具の貸出期間は、７日以内とする。ただし、館長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（視聴覚教材教具に関する報告）

第18条　視聴覚教材教具を利用した者は、当該視聴覚教材教具に破損又は故障が生じた場合には、館長にその旨を報告しなければならない。

（寄贈及び寄託）

第19条　図書館は、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

２　図書館資料を寄贈し、又は寄託した者に対しては、受領書又は寄託証書を交付するものとする。

３　寄贈資料及び寄託資料は、図書館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、寄託資料の館外利用については、寄託者の承認を得なければならない。

４　図書館は、天災その他の不可抗力による寄託資料の損害に対して、その責めを負わないものとする。

（事業実績の報告）

第20条　館長は、毎年４月末日までに、前年度における事業実績の概要を教育長に報告しなければならない。

（委任）

第21条　この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教育長の承認を得て館長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成18年４月１日から施行する。

（上尾市視聴覚ライブラリー管理規則の廃止）

２　上尾市視聴覚ライブラリー管理規則（昭和59年上尾市教育委員会規則第１号）は、廃止する。

附　則（平成19年教委規則第１号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成 19 年教委規則第９号）

この規則の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第１条の規定　平成 19 年 11 月１日

（２）　第２条の規定　平成 20 年１月１日

（３）　第３条の規定　平成 20 年１月 15 日

附　則（平成 19 年教委規則第 11 号）

（施行期日）

１　この規則は、平成 20 年１月１日から施行する。ただし、次項の規定は、上尾市図書館規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則（平成 19 年上尾市教育委員会規則第 12 号）の施行の日から施行する。

（図書館協力員の任期に関する特例）

２　この規則の施行の日の前日において改正前の第 16 条の図書館協力員である者の任期は、改正前の第 18 条第２項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附　則（平成 19 年教委規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 21 年教委規則第７号）

この規則は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則（平成 21 年教委規則第８号）

（施行期日）

１　この規則は、平成 21 年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に存する改正前の第４号様式による申請書は、当分の間、なおこれを使用することができる。

３　改正後の第 18 条の規定は、この規則の施行の日以後にする申請に係る視聴覚教材教具の利用について適用し、同日前にした申請に係る視聴覚教材教具の利用については、なお従前の例による。

附　則（平成 22 年教委規則第２号）

（施行期日）

１　この規則は、平成 22 年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第６条第１項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した図書館資料並びに視聴覚教材及び視聴覚教具（以下「図書館資料等」という。）の弁償について適用し、施行日前に亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した図書館資料等の弁償については、なお従前の例による。

附　則（平成 22 年教委規則第３号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの上尾市教育委員会規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附　則（平成 23 年教委規則第４号）

この規則は、平成 23 年４月１日から施行する。

附　則（平成 26 年教委規則第３号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則（平成 26 年教委規則第 13 号）

この規則は、平成 26 年８月 26 日から施行する。

附　則（平成 26 年教委規則第 16 号）

この規則は、平成 26 年 11 月１日から施行する。

附　則（平成 26 年教委規則第 20 号）

この規則は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則（平成 31 年３月 26 日教委規則第４号）

この規則は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則（令和元年５月 29 日教委規則第 10 号）

この規則は、令和元年６月１日から施行する。

附　則（令和３年３月 25 日教委規則第２号）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和３年３月 31 日までにこの規則による改正前の上尾市図書館規則（以下「旧規則」という。）第８条第１項又は第11条の規定により交付された利用カードに対するこの規則による改正後の上尾市図書館規則（以下「新規則」という。）第８条第２項（新規則第 13 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「利用カードの交付の日」とあるのは「令和３年４月１日」とし、当該利用カードの有効期間をこの規則の施行の日後に初めて更新する場合における新規則第８条第３項（新規則第 13 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「30 日前」とあるのは「６月前」とする。

３　この規則の施行の際現に存する旧規則第１号様式による用紙は、当分の間、なおこれを使用することができる。

別表（第 14 条関係）

名称	位置
上尾市図書館平方分館	上尾市大字平方 4354 番地２
上尾市図書館瓦葺分館	上尾市大字瓦葺 2528 番地３
上尾市図書館たちばな分館	上尾市大字平方 1713 番地１
上尾市図書館大石分館	上尾市中分一丁目 232 番地
上尾市図書館上尾駅前分館	上尾市柏座一丁目１番 15 号
上尾市図書館上平公民館図書室	上尾市上平中央三丁目 31 番地５
上尾市図書館原市公民館図書室	上尾市大字原市 3499 番地
上尾市図書館大谷公民館図書室	上尾市大字大谷本郷 949 番地１

第 1 号様式(第 8 条関係)

利 用 申 込 書

名札・免許・健保・その他（　　）
区分　新規・再発行・変更・復籍・更新
申込日　　年　　月　　日

(宛先)上尾市図書館長

フリガナ		0 0 9 -
名　前		性別　1 男　2 女
生年月日	年　月　日	
住　所	（〒　－　）　アパート・マンション名までご記入ください	
日中連絡先	－　－　1 自宅 2 携帯 3 勤務先	

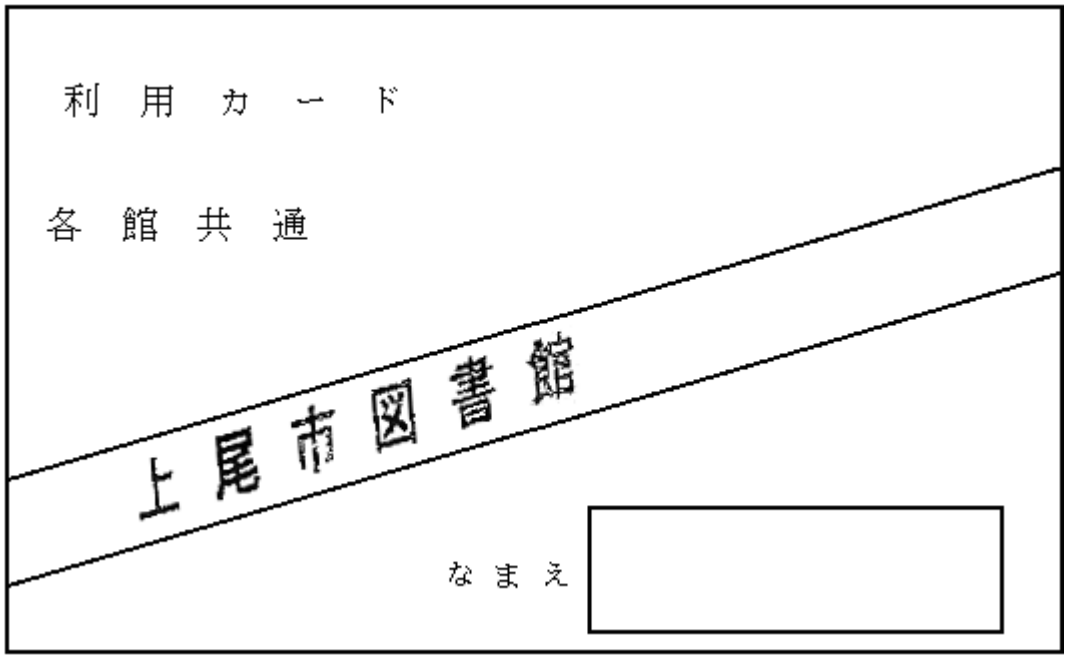
※太線の中をご記入ください。
※上尾市内への通勤・通学等に該当して登録する場合は、以下にもご記入ください。

市内　勤務先・通学先・その他（　　）証明書（　　）

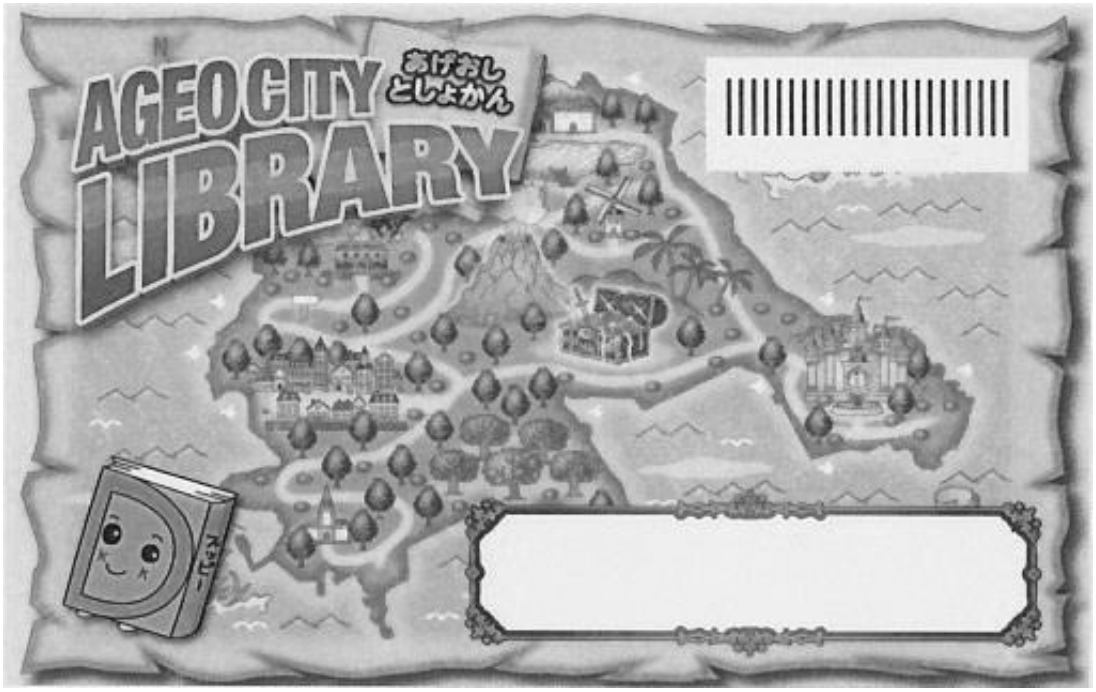
名　称	
所在地	（〒　－　）
連絡先	－　－ 1 勤務先　2 通学先　3 その他（　　）

※太線の中をご記入ください。

第２号様式(第８条関係)



第２号様式の２（第８条関係）



第3号様式(第11条関係)

利用申込書(団体用)

申込日　　年　　月　　日

(宛先)

上尾市図書館長

フリガナ		利用者番号					
団体名							
団体者名		住所コード					
団体の住所	(〒　　)						
TEL	―　　―						

第4号様式(第16条関係)

年　　月　　日

視聴覚教材教具利用申請書

(宛先)

上尾市図書館長

団 体 名
登録番号
申請者　住　　所
氏　　名
電話番号

次のとおり、視聴覚教材教具を利用したいので申請します。

<table>
<tr><td>利 用 期 間</td><td colspan="3">月　　日(　) ～　　月　　日(　)</td></tr>
<tr><td>利用の主題又は学級・講座の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>会 場 又 は 連 絡 場 所</td><td></td><td>電 話 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td>16ミリ映写機技術者氏名</td><td></td><td>認定証番号
修了証番号</td><td></td></tr>
<tr><td>機材使用者氏名</td><td></td><td>電 話 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">利用教材の種類と題名</td><td colspan="3">DVD(　　点)　ビデオテープ(　　本)　16ミリフィルム(　　本)</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>利用教具の種類と数量</td><td colspan="3">プロジェクター(No.　　)　スピーカー(No.　　)
16ミリ映写機(No.　　)　スライド映写機(No.　　)
ビデオデッキ(No.　　)　OHC(No.　　)　延長コード(No.　　)
暗幕　1間／　　枚　(No.　　～　No.　　)
2間／　　枚　(No.　　～　No.　　)　スクリーン(No.　　)
その他(　　)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利 用 区 分</td><td colspan="2" rowspan="2">保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・子ども会・学童・PTA・一般・その他(　　)</td><td>利用人数</td></tr>
<tr><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="4">※備考</td></tr>
</table>

10 上尾市図書館協議会条例

平成 12 年３月 31 日条例第 11 号

（設置）

第１条　図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条第１項の規定に基づき、上尾市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第２条　協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、12 人以内とする。

２　委員は、次に掲げる者の中から、上尾市教育委員会が任命する。

（１）　学校教育及び社会教育の関係者

（２）　家庭教育の向上に資する活動を行う者

（３）　学識経験のある者

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

３　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第４条　協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長及び副委員長の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

３　委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第６条　削除

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部図書館において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

（上尾市図書館協議会条例の廃止）

２　上尾市図書館協議会条例（昭和 52 年上尾市条例第 11 号）は、廃止する。

（経過措置）

３　前項の規定による廃止前の上尾市図書館協議会条例（以下「旧条例」という。）第１条の規定により置かれた上尾市図書館協議会は、第１条の規定により置かれた協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

４　この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づく上尾市図書館協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例の規定に基づく協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第３条第１項の規定にかかわらず、同日における旧条例第３条の規定による上尾市図書館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

５　この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づく上尾市図書館協議会の委員長である者又は副委員長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、第４条第１項の規定により協議会の委員長又は副委員長として定められたものとみなす。

６　この条例の施行後最初に任命される委員の任期は、第３条第１項本文の規定にかかわらず、平成 13 年７月 31 日までとする。

（上尾市視聴覚ライブラリー条例の一部改正）

７　上尾市視聴覚ライブラリー条例（昭和 58 年上尾市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成 17 年条例第 47 号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則（平成 24 年条例第６号）

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（平成 24 年４月１日）から施行する。

11 上尾市図書館デジタル化資料送信サービス実施要領

平成３１年４月

（趣旨）

第１条　この要領は、国立国会図書館が提供する「図書館等向けデジタル化資料送信サービス」（以下「本サービス」という）を上尾市図書館が実施するために必要な事項を定めるものとする。

第２条　本サービスでは次の各号に掲げるサービスを行う。

（１）閲覧サービス　国立国会図書館から送信を受けた資料を利用者が閲覧するサービス。

（２）複写サービス　国立国会図書館から送信を受けた資料を図書館職員が複写し、その複写物を利用者に提供するサービス。

（利用対象者）

第３条　本サービスを利用できる者は、上尾市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学し、上尾市図書館規則（平成１８年教育委員会規則第８号）第８条第１項の規定により利用カードの交付を受けた者とする。

（閲覧サービス）

第４条　閲覧サービスは、閲覧用端末と国立国会図書館から交付された閲覧用 ID、パスワードを用いて提供する。

（複写サービス）

第５条　複写サービスは、複写申込書の提出を受けて、管理用端末と国立国会図書館から交付された管理用（兼複写用）ID、パスワードを用いて、図書館職員が著作権法第３１条第３項に基づいて複写物を印刷し提供する。

（複写料金）

第６条　複写サービスにかかる料金は、複写サービス利用者の負担とする。

（サービス提供に係る管理）

第７条　サービスの提供にあたっては、国立国会図書館資料利用規則（平成１６年国立国会図書館規則第５号）及び「図書館向けデジタル資料送信サービス　利用条件」（平成２６年１月国立国会図書館）の諸条件に違反することが無いよう次の各号に掲げる管理を行う。

（１）国立国会図書館から交付された閲覧及び管理用の ID とパスワードの厳正なる管理。

（２）利用者による画面のキャプチャや閲覧用端末へ外部機器の接続等の行為を防ぐための監視及び注意喚起。

（３）その他利用者による不適切な利用を防止するために必要な管理。

附　則

１　この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

２　上尾市図書館デジタル化資料送信サービス実施要領（平成２８年３月図書館長決裁）は廃止する。

12 上尾市図書館資料収集方針

平成２６年１月６日

１．目 的

上尾市図書館は市民の「知る自由」を保障する機関の一つとして、図書館法に基づき、市民の知的関心や興味、好奇心を満たす資料を幅広く収集する。

資料の収集にあたり、基本的な方針を示し、本館と分館８館からなる上尾市図書館ネットワークとしてより充実した蔵書を構築することを目的として必要な事項を定めるものとする。

２．基本方針

上尾市図書館は、図書館が本と人とが出会う魅力的な空間、知識の宝庫、地域における情報の拠点となるよう、社会の動向や潜在的要求、将来予測されるものも含めた市民の要望を反映させた資料を収集する。

資料選択に際し、「図書館の自由に関する宣言」の趣旨を尊重し、以下の点に留意する。

（１）多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

（２）著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。

（３）図書館職員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

（４）個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。

（５）寄贈資料の受入にあたっても同様とする。

３．資料の選択の方法

市民の利用傾向を把握し、現物資料の確認や各種の出版情報、新聞雑誌の書評等を調査のうえ、職員が定期的に合議により選択し、館長が決定する。

また、市民からのリクエストなどは、図書館への積極的な要望であり、収集基準に照らし合わせながら資料収集・選択に生かす。

４．収集資料

上尾市図書館が収集する資料は原則として国内で刊行されたものを中心に、次のとおりとする。

（１）図書（一般図書、児童図書、参考図書、青少年向図書、郷土・行政資料）

（２）逐次刊行物（新聞、雑誌）

（３）視聴覚資料（音響資料、映像資料）

（４）地図・地図帳

（５）オンラインデータベース

（６）その他

５．資料別収集基準

（１）図書

①一般図書

利用者の生涯学習を支援するため、各分野の入門書、基本書から必要に応じて専門書まで幅広く収集する。

新刊書を中心に収集し、必要に応じて既刊の図書や名著、各分野の受賞作品等を収集する。

また、読書に困難な人に配慮し、大活字図書を収集する。

②児童図書

乳幼児から小学生（一部中学生）を対象とし、子どもたちが、読書の喜びや知識を得る楽しさを感じられるような資料を収集する。また、子ども読書活動推進計画に関わる資料、学校図書館へ支援する資料については、子どもの読書活動支援センターと連携し収集する。

③参考図書

利用者の調査・研究の参考となるための資料として、辞・事典、年鑑、図鑑、白書、統計書、目録等を収集する。

④青少年向図書

主に中学・高校生を対象とし、大人への入り口に立つ世代の特長を考慮し、読書、学校生活、進路等に役立つ資料を幅広く収集する。

⑤郷土資料

上尾市に関する資料・上尾市関連の作家等の著書を収集する。なお、寄贈された上尾市に関する資料は原則として収集する。

埼玉県に関する資料は、上尾市掲載のものを中心に収集する。県内他市町村の資料は、近隣市町などの資料を中心に必要に応じて収集する。

⑥行政資料

上尾市が発行した行政資料は原則としてすべて収集する。

（２）逐次刊行物

①新聞

新聞は、全国紙、地方紙（東京・埼玉）の主なものを収集する。また、主要な外国語で書かれたもの、専門紙についても必要に応じ収集する。

②雑誌

雑誌は、国内で発行されている各分野の基本的なものバランスよく収集する。

（３）視聴覚資料

①音響資料

CD は評価の定まったものを中心に各分野を幅広く収集する。

②映像資料

DVD は各分野の優れた作品を幅広いジャンルに渡り収集する。なお、著作権処理が済んでいるものに限定する。

（４）地図・地図帳

上尾市に関するものを古地図を含め収集する。

（５）オンラインデータベース

オンラインデータベースについては、利用度を検討し、調査研究に役立つものの導入を進める。

（６）その他

館長が必要と認めた資料を収集する。

６．収集における各館の役割

（１）本館

上尾市立図書館の中心館として、基本図書の充実に努めるとともに必要に応じて専門的なものを収集する。また地域資料、行政資料を収集する。また各館と連携し効率的な収集に努める。

（２）分館・公民館図書室

各地域の図書館として、身近な関心や趣味等、実用的なものを中心に地域の要求にあったもののほか、簡単な調査研究のための資料も収集する。なお、駅前分館は立地上、ビジネス関連の資料を収集する。瓦葺分館と大石分館はそれぞれ東と西の地域の中心館として本館に準じ、収集する。

７．収集から除外する資料

（１）人権への配慮に欠ける資料や公序良俗に著しく反し、あるいは犯罪を助長するような資料

（２）特定の機関、個人及び団体を中傷または宣伝するような資料

（３）内容が高度な学術書または特殊なもので、利用度が低いと予想される資料

（４）学習参考書、受験参考書、各種試験問題集、ゲームブック、書き込み式などの資料

（５）青少年に有害と見なされる資料

（６）館長が図書館資料として収集しないと判断したもの

８．留意事項

この収集基準は、社会の動向、市民のニーズの変化に対応し、適宜見直しを図るものとする。

９．その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

附則

この方針は、平成２６年１月６日から適用する。

13 上尾市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

平成３０年３月２６日

第１　目的

上尾市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）は、上尾市図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を提供する法人等（以下「雑誌スポンサー」という。）の情報を発信して雑誌スポンサーの社会貢献の場の提供と地域経済の活性化を図るとともに、市の新たな財源を確保し、もって図書館資料の充実を図ることを目的として実施するものとする。

第２　雑誌スポンサー制度の内容

１　雑誌スポンサーは、図書館の雑誌コーナーに配架するための雑誌を購入し、当該雑誌を市に提供するものとする。

２　上尾市図書館長（以下「図書館長」という。）は、雑誌スポンサーから提供された雑誌の最新号カバーの表面及び裏表紙並びに雑誌架に当該雑誌スポンサーに係る広告を掲載し、図書館の利用者の閲覧に供するものとする。

第３　雑誌スポンサーの欠格事由

個人（事業を行う個人を除く。）及び次のいずれかに該当する者は、雑誌スポンサーになることができない。

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当する者

(2)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続開始の決定がされている者

(3)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続開始の決定がされている者

(4)　公の秩序又は善良の風俗に反する事業又はそのおそれのある事業を行う者

(5)　上尾市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成６年７月２６日市長決裁）による入札参加停止の措置を受けている者

(6)　市税を滞納している者

(7)　その他雑誌スポンサーとして適切でないと図書館長が認める者

第４　掲載することのできる広告の内容

掲載することのできる広告の内容は、図書館の信頼及び公共性を損なうおそれのないもので、かつ、次のいずれにも該当しないものでなければならない。

(1)　法令（条例を含む。）に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2)　公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3)　政治性のあるもの

(4)　宗教性のあるもの

(5)　社会問題についての主義主張に関するもの

(6)　個人又は法人の名刺広告に該当するもの

(7)　風俗営業に関するもの又はこれに類するもの

(8)　貸金業又は投機的商品若しくは出資金に関するもの

(9)　利用者に不快の念又は不安を与えるもの

⑽ 消費者被害が生じ、又は拡大するおそれのあるもの
⑾ 青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのあるもの
⑿ 他の個人又は法人の広告であると誤認させるおそれのあるもの
⒀ 責任の所在が不明確であるもの
⒁ 内容が偽り又は不明確であるあるもの
⒂ その他図書館における広告として不適当であると図書館長が認めるもの

第５　応募時期

雑誌スポンサーの応募は、随時することができる。

第６　広告の掲載期間等

１　雑誌スポンサーに係る広告の掲載期間は、４月１日から翌年３月３１日までの１年間とする。ただし、当該期間満了の３月前までに図書館長、雑誌スポンサーのいずれからも別段の意思表示がない場合は、この期間はさらに１年間延長するものとし、その後も同様とする。

２　年度の途中から広告を掲載する場合の広告掲載開始月は、１本文にかかわらず、第９の２による雑誌スポンサー及び広告掲載の可否の決定を受けた月の属する月の翌月とする。

第７　広告の規格

広告の規格は、図書館長が定める。

第８　申込方法

雑誌スポンサーになろうとする者は、上尾市図書館雑誌スポンサー申込書（第１号様式）に、雑誌に掲載する広告案及び業種等を明らかにする資料を添えて、図書館長に申し込まなければならない。

第９　雑誌スポンサー及び広告掲載の可否の決定

１　第８による申込みがあったときは、第３及び第４に照らして審査の上、雑誌スポンサー及び広告掲載の可否を決定するものとする。この場合において、図書館長は、当該広告の内容に疑義があるときは、当該申込者に広告の内容の修正を求めることができるものとする。

２　雑誌スポンサー及び広告掲載の可否の決定の結果は、上尾市図書館雑誌スポンサー及び広告掲載決定（却下）通知書（第２号様式）により当該申込者に通知するものとする。

第１０　雑誌の選定及び覚書の締結

第９の２により雑誌スポンサーとなることの決定が通知された者は、図書館長が選定した雑誌のリストから自己の広告を掲載しようとする雑誌を選定した上で、市と雑誌の提供及び広告の掲載に係る覚書を締結しなければならない。

第１１　雑誌の購入代金の支払等

１　雑誌スポンサーの提供する雑誌の購入代金は、第１０による雑誌の選定後、図書館長が指定する納入業者に雑誌スポンサーが直接支払うものとする。

２　雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊、廃刊等になった場合は、雑誌スポンサーと図書館長との協議により、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

第１２　雑誌スポンサーの責務

１　雑誌スポンサーは、その広告の内容が第三者の権利を侵害することのないようにしなければならない。

２　雑誌スポンサーは、その掲載される広告の内容に著作権その他の知的財産権を有しているものが含まれるときは、あらかじめ、当該知的財産権の使用に関し、適正な事務処理を済ませていなければならない。

３　雑誌スポンサーは、雑誌に掲載した広告の内容に関しては、一切の責任を負わなければならない。

４　雑誌スポンサーは、第三者から当該公告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等があったときは、自らの責任及び負担において、これを解決しなければならない。

第１３　雑誌スポンサー及び広告掲載の決定の取消し

１　図書館は、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、第９による雑誌スポンサー及び広告掲載の決定を取り消すものとする。

⑴　掲載された広告の内容により市に行政運営上の支障が生ずるおそれのあるとき。

⑵　雑誌スポンサー及び広告掲載の決定があった後、図書館長が指定する期日までに、第１０により市と覚書を締結しないとき。

⑶　雑誌スポンサー及び広告掲載の決定があった後、図書館長が指定する期日までに、図書館の雑誌コーナーに配架するための雑誌を市に提供しないとき。

⑷　雑誌スポンサーが第３のいずれかに該当することとなったとき。

⑸　掲載された広告の内容に関して第４に掲げる事実が判明し、又は新たに出現したとき。

２　図書館長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、上尾市雑誌スポンサー及び広告掲載取消通知書（第３号様式）により、当該雑誌スポンサーに通知するものとする。

第１４　雑誌の返品

雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌は、返品しない。ただし、雑誌スポンサーの責めに帰さない理由により広告の掲載ができなかったときは、その全部又は一部を返品するものとする。

第１５　雑誌の所有権

雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌の所有権は、市に帰属するもの　とする。

第１６　委任

この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサーに関し必要な事項は、図書館長が定めるものとする。

第１７　実施期日

雑誌スポンサー制度は、平成３０年４月１日から実施する。

上尾市図書館要覧
令和8年度

令和8年7月発行

編集・発行　上尾市図書館
〒362-0037
上尾市上町一丁目７番１号
電話　048-773-8521
ＦＡＸ　048-776-7330